

# 平成28年第2回佐渡市議会定例会会議録（第1号）

平成28年3月2日（水曜日）

## 議事日程（第1号）

平成28年3月2日（水）午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 施政方針演説
- 第 6 教育行政方針演説
- 第 7 議案第6号から議案第56号まで、議案第59号から議案第61号まで
- 第 8 平成27年請願第10号の取下げの件
- 第 9 平成27年請願第13号、請願第1号から請願第4号まで、陳情第1号

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（22名）

1番	山田伸之君	2番	荒井眞理君
3番	駒形信雄君	4番	渡辺慎一君
5番	坂下善英君	6番	大森幸平君
7番	笠井正信君	8番	中川直美君
9番	大澤祐治郎君	10番	金田淳一君
11番	浜田正敏君	12番	中川隆一君
13番	岩崎隆寿君	14番	中村良夫君
15番	村川四郎君	16番	佐藤孝君
17番	金光英晴君	18番	猪股文彦君
19番	金子克己君	21番	竹内道廣君
23番	近藤和義君	24番	根岸勇雄君

## 欠席議員（なし）

## 地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	甲斐元也君	副市長	金子優君
教育長	児玉勝巳君	総合政策監	池町円君

會計管理 兼會計課長	原	田	道	夫	君	總務課 兼事務局長	渡	辺	竜	五	君
綜合政策 課長	小	林	泰	英	君	行政改革 課長	本	間		聡	君
世界遺産 推進課長	安	藤	信	義	君	財務課長	池	野	良	夫	君
地域振興 課長	加	藤	留	美子	君	交通政策 課長	渡	邊	裕	次	君
市民生活 課長	村	川	一	博	君	稅務課長	川	上	達	也	君
環境対策 課長	名	畑	匡	章	君	社会福祉 課長	鍵	谷	繁	樹	君
高齢福祉 課長	後	藤	友	二	君	農林水産 課長	坂	田	和	三	君
觀光振興 課長	大	橋	幸	喜	君	産業振興 課長	市	橋	秀	紀	君
建設課長	清	水	正	人	君	下水道長	野	尻	純	一	君
学校教育 課長	吉	田		泉	君	社会教育 課長	越	前	範	行	君
両津病院 管理部長	小	路		昭	君	監査委員 局長	計	良	隆	弘	君
農業委員 會長	長		敏	宏	君	消防長	中	川	義	弘	君
危機管理 主任	羽	藤	政	吉	君	契約管理 主任	伊	藤	浩	二	君
庁舎整備 主任	猪	股	雄	司	君	農林水産 整備主任	安	達	正	博	君

事務局職員出席者

事務局長	源	田	俊	夫	君	事務局次長	中	川	雅	史	君
議事調査 係	齋	藤	壯	一	君	議事調査係	太	田	一	人	君

午前10時00分 開会・開議

- 議長（根岸勇雄君） おはようございます。ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、平成28年第2回佐渡市議会定例会を開会いたします。
- これより本日の会議を開きます。
- 

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（根岸勇雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 今期定例会の会議録署名議員は、21番、竹内道廣君及び23番、近藤和義君を指名いたします。
- 

#### 日程第2 会期の決定

- 議長（根岸勇雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
- 今期定例会の会期及び会期日程について議会運営委員長の報告を求めます。
- 議会運営委員長、岩崎隆寿君。

〔議会運営委員長 岩崎隆寿君登壇〕

- 議会運営委員長（岩崎隆寿君） おはようございます。去る2月26日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

まず、今定例会において上程される議案について1点ご報告いたします。2月22日の議員全員協議会において説明のありました議案第5号 議員報酬等に関する条例についてであります。本案については、市長より議員全員協議会等における意見を踏まえ、提案を取りやめるとの報告がありました。したがって、本日提案される議案は議案第6号からということになりますので、ご了承願います。

それでは、今期定例会の会期及び会期日程についてご報告いたします。

会期につきましては、本日から3月22日までの21日間といたします。

会期日程につきましては、お手元に配付した会期日程表をごらんください。

本日は、諸般の報告、行政報告、施政方針演説並びに教育行政方針演説、議案の上程、質疑、常任委員会付託と続いた後、平成27年請願第10号の取り下げを行います。これは、請願者より取り下げ願が提出されたことを受けまして、会議規則に基づき取り下げに必要な採決を行うものであります。請願取り下げの採決の後、今定例会において取り扱う請願等の付託を行い、本日は散会いたします。

なお、午後1時から1時30分までの間に議会報編集特別委員会を、本会議散会後には各派代表者会議を開催いたします。

3日及び4日は、先議案件に係る常任委員会審査であります。

4日は、午後3時を目途に常任委員会の報告書の配付、委員長質疑等の受け付けの後、午後3時30分を目途に議会運営委員会を開催いたしますが、これらの時刻につきましてはあくまでも目途ということでありまして、実際には各常任委員会の審査状況を踏まえて当日判断いたします。したがって、変更する場合は事務局より報告させます。

7日は、まず代表質問を行います。4会派から通告があります。代表質問終了後は、先議案件に係る常任委員長の報告及び採決を行います。

8日から10日までが一般質問であります。質問者は9人であります。

10日の一般質問終了後は、追加議案の上程を行います。追加議案は、国の補正予算に伴う一般会計補正予算であります。追加議案書は、上程日前日の9日に議場配付いたします。

なお、10日の散会後は、各派代表者会議を開催いたします。

11日から17日までの間が常任委員会審査であります。

17日は、午後5時に庁舎整備等特別委員会の報告書を配付いたしますが、これに対する質疑の締め切りは翌日の常任委員長質疑の締め切りまでといたします。したがって、翌18日は午後3時を目途に常任委員会の報告書を配付し、常任委員長質疑及び特別委員長質疑の受け付けの後、午後3時30分を目途に議会運営委員会を開催いたします。

22日は、午後1時30分から最終日の議事を行います。

以上であります。

○議長（根岸勇雄君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は本日から3月22日までの21日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は21日間に決定いたしました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（根岸勇雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略いたします。

---

### 日程第4 行政報告

○議長（根岸勇雄君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） おはようございます。平成28年第2回佐渡市議会定例会に当たりまして、平成27年第5回佐渡市議会定例会以降の行政報告について報告を申し上げます。

報告第1号及び第2号につきましては、議会の委任事項であります損害賠償の額を定めることについて専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告をするものであります。

以上で行政報告の説明を終わります。

○議長（根岸勇雄君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。  
行政報告に対する質疑を終結いたします。
- 

#### 日程第5 施政方針演説

- 議長（根岸勇雄君） 日程第5、施政方針演説を行います。

市長から施政方針演説の申し出がありますので、これを許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

- 市長（甲斐元也君） 平成28年第2回佐渡市議会定例会の開会に当たり、新年度の市政運営について私の所信の一端を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は4年前、5つの公約をお示しし、その公約の実現に向けて真摯に取り組み、その成果が出てきております。

農業においては、国の地方創生の優良事例として取り上げられた、佐渡産コシヒカリの品質向上の取組が成果を現し、その結果として本年は1等米比率が88%となり、米卸業者からの引き合いが強く、販売や品質向上の戦略により、平成28年産米の生産数量配分も県内各市町村と比較して優位な状況になっております。

観光においては、世界文化遺産登録に向け、着実に取組を進めるとともに、宿泊数や冬期観光客の増加を目指し様々な実証事業に取り組み、観光客の減少速度は緩やかになってきております。

また、元気な地域づくりを目指し、その核となる支所や行政サービスセンターを存続することによって、各地域に独自の地域づくりを考える市民団体が組織され、新たな取組も生まれております。

子育てしやすい環境づくりに向けて、出会いから就業までの一体的な支援を進めながら、若者の移住・定住者の受入環境の整備や小中学校・高等学校と連携した人材育成に取り組み、日本一暮らしやすい島を目指してきたところです。

他方で、昨年は、あってはならない職員の不祥事が立て続けに発覚し、市政を負託された者として痛恨の極みであります。

この不祥事からの反省により、昨年12月には「佐渡市職員の行動規準及び責務等に関する条例」を制定させていただきました。この条例を道標として、市民の皆様から真に信頼される市職員となるよう努めてまいります。

本市の地方創生に当たって、議会や市民の皆様より、多くのご意見をいただきながら、昨年7月に県内でもいち早く「佐渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定いたしました。

その基本的な考え方は、佐渡の将来を担う若者を中心とする人材育成と確保を長期的な取組とし、短期的には第1次産業の振興と観光振興を中心とした若者の雇用の受け皿づくりと、子育て環境の整備に取り組むことであります。

このことから、平成27年度は地方創生関連事業として国から「産業の振興と雇用の創出」「観光振興と交流促進」「子育て環境の充実」等の事業を採択していただき、鋭意取組を進めてまいりました。

平成28年度の予算編成に当たっては、この戦略の更なる強化を推進するとともに、「元気な産業と安定した雇用の創出」「島の魅力発信とおもてなしの推進」「若者の出会いから就業までの応援態勢の促進」「持続可能な地域づくりと安心・安全の確保」に重点を置き、「歴史と文化が薫り、自然と人が共生できる美しい島」の実現に向けて取り組んでまいります。

また、今後予定されている国の地方創生関連制度を有効に活用しながら、佐渡版地方創生総合戦略の充実を図ってまいります。

それでは、平成28年度の主要施策につきまして、その概要をご説明いたします。

## 1 元気な産業と安定した雇用の創出

本市の経済を成長させるためには、労働力や資本投入、技術向上等により生産性を高めることが不可欠ですが、市内の人口減少や少子高齢化に伴い、労働力人口・労働投入量も減少しています。

市内総生産額は、この10年間で約500億円減少し、特に農業や製造業、建設業などの落ち込みが顕著であり、直近の経済センサスにおいても、民営事業所数や従業員数が大きく減少するなど、厳しい経済状況に置かれていると言えます。

また、四半期ごとに、新潟県内の企業に対し景況感等について調査結果を取りまとめた平成27年12月の日銀の企業短期経済観測では、業況感が10月の良いから悪いに転化し、先行きについても、「悪い」が拡大する見通しとしており、引き続き今後の動向を注視する必要があります。

一方、世界農業遺産に認定され、国際的にも高い評価を受けた佐渡米は、佐渡の農林水産業をけん引しており、平成26年産米の販売契約率は県内で最も早く100%を達成しました。平成27年産米の取引においても、前年と比較して相対取引価格・数量がともに上回るなど、本市の経済にとって明るい材料も出始めております。

このような状況から、主力である米を中心とした第1次産業の振興により産業の基盤強化を図り、地域経済を活性化させ、元気な産業と雇用の創出につなげていくことが喫緊の課題であります。

### (1) 安定した品質向上

佐渡米が世界に誇れる品質であることは、国際的・学術的にも証明されていますが、これに加え、平成27年産米の1等米比率は県内トップの88%となり、リオ・デ・ジャネイロ五輪に出場するセーリング日本代表チームにも佐渡米を提供しており、高い評価をいただいたところです。

これは、生物多様性が育む佐渡の豊かな自然と暮らしを保全・再生を基本理念とした「生物多様性佐渡戦略」に掲げた「知る・守る・使う」の3本の柱を実践してきた成果でもあります。

このような好材料を確実に前進させるため、稲作の技術向上を進めながら、高品質な土づくりや色彩選別機械等の導入を推進するとともに、病虫害防除の徹底を図り、コシヒカリ1等米比率90%以上を目指し、消費者から世界一美味しい米と認めてもらえるよう、佐渡米のより一層の品質向上に取り組めます。

また、生きものを育む農法による安心安全な米づくりを広げ、将来にわたり地域農業を支える集落営農組織等の多様な担い手を確保・育成し、耕作放棄地の防止に加えて、栽培技術の統一による品質の向上を図るとともに、一丸となって集落全体の農業経営に取り組む活動を支援します。

### (2) 高付加価値化による所得確保

朱鷺と暮らす郷づくり認証米は、品質の良さに「生物多様性」というブランド価値をつけて販売するこ

とが実を結び、現在の全国の認証米取扱店舗数は550店舗を超え、全国ブランド米ランキングにおいて第4位となるなど、着実に成果が出ており、これまでの高付加価値化の推進が「外貨」獲得につながっています。平成27年産の認証米からは1等米のみの要件を追加し、これまで以上に厳しい生産を求めてまいります。

また、300年以上の歴史があると言われる佐渡の棚田米の生産は、昔ながらの農法によって今もなお受け継がれ、生産量に限りはありますが、ブランド米として定着し、高価格帯で安定した販売につながっています。この7月には全国棚田サミットが佐渡で開催され、島外から約500人が参加する予定です。

このため、厳しく、美しい自然環境の中で育てられる棚田米の知名度を高める絶好の機会と捉えて、しっかりとこれらの魅力や価値を伝え、更なるブランドイメージの向上を図ります。

さらに、畜産振興や森林再生による副産物を活用したもみ殻堆肥や木質バイオマスの利用による循環型農業を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入支援や事業所の省エネルギー化を支援することにより、低炭素社会を目指し、佐渡全体の環境イメージを高めます。

これに加え、佐渡版の戸別所得補償制度を通じて、経営所得安定対策に取り組むとともに、高品質な佐渡米の販売戦略を再考し、サドメシラン認証店における利用拡大や商談会等のビジネスマッチングの機会促進など、多様な販売網の確保を行い、更なる外貨の獲得を目指します。

### (3) 販売体制と生産・流通体制の確立

離島である本市の産業活性化に対しては、物流コストや輸送手段が慢性的な課題として挙げられ、その解決策の一つとして、生産から加工、流通、販売までの一体的な仕組みづくりが必要ですが、これまでに取り組んできた農商工連携や6次産業化の推進、海上輸送費の支援等により、海外も含めた新たな販路も生まれ、着実に成果が現れています。

これらの取組を加速させ、市内の創業等を後押しするため、産学官に地域の金融機関が加わった創業支援ネットワークを構築し、起業や企業の第二創業化を総合的に支援していきます。

また、山菜や自給野菜等の地域資源を活用した地産地消と地産外商の推進により、サドメシラン認証店を通じ、引き続き、販路拡大に向けた取組を支援していきます。

### (4) 地域産業を担う人材の確保・育成

本市における地方創生を具現化するには、佐渡を愛し、「佐渡で成長し活躍する人」「佐渡に帰り心身ともに大きくなって活躍する人」「佐渡を外から支え応援する人」、この3つの佐渡の未来を担う人づくりを長期的に取り組むことが地域産業の成長にとっても重要であります。

そのため、保育園や小中学校、高等学校では、就業体験や職場見学等を通じて、地域産業や佐渡学を学べるように島内企業や地域、家庭、高等学校、行政が連携しながら、特色あるキャリア教育を充実させ、さらに高等学校においては、英語ガイド養成講座や海外派遣・相互交流、留学生の受け入れ等を推進し、語学力・コミュニケーション能力を身につけ、異文化に対する理解と佐渡人として主体性を持ったグローバルな人材の育成に取り組みます。

また、強い産業を創出するため、里親制度の推進や優良経営体への支援により、基本技術を忠実に励行しつつ、農業分野における新たな担い手を定住対策とのパッケージで確保・育成します。さらには、創業支援ネットワークを通じた起業・第二創業に関するセミナー等による人づくりに取り組むとともに、資格

取得の支援やマーケティング研修等の実施により、技術力や経営力の維持・向上を図ります。

加えて、世界文化遺産登録や東京オリンピック・パラリンピックを見据え、外国語ガイド等の育成やスキルアップを図り、外国人観光客等の受け入れに対応できる体制づくりと人材の育成・確保に取り組みます。

## 2 島の魅力発信とおもてなしの推進

昨年3月に開業した北陸新幹線、そして4月に就航した高速カーフェリー「あかね」の効果により、小木・直江津航路の利用客は、関西方面からのツアー客を中心に前年よりも39.4%増加したものの、佐渡観光全体の底上げにはつながっていない状況です。

また、新潟県が平成27年3月に公表した観光地満足度調査では、観光客のリピーター率が県平均の48.5%に対して、佐渡は30.1%と依然として低く、リピーター率や顧客満足度向上につながる対策の必要性が改めて浮き彫りになっています。

一方、全国1,000の市区町村を調査対象とした「地域ブランド調査2015」では、前年の121位から96位へと順位を上げ、県内の自治体では唯一100位以内に入っています。

このように全国的に評価されている本市の魅力が胸を張って国内外に発信され、観光客に何度も佐渡へ足を運んでもらい、1日でも長く滞在してもらえよう、サービス、接客、接遇等を心のこもった最上級の「おもてなし」により、非日常や感動を創造することが、観光産業の活性化には不可欠であり、これには観光関係者のみならず多様な関係者も深く関わっていくことが重要であります。

### (1) 観光推進体制の構築

これまでの佐渡観光は、旅行会社があらかじめ旅行計画を作成する募集型企画旅行が多く、観光関係事業者中心の観光振興となり、顧客ニーズの分析や地域経営の視点が不十分でありました。佐渡の豊富な地域資源を活かし、世界に通用する水準に押し上げるには、地域課題を抽出・分析した上で、観光関係事業者のみならず、第1次産業や文化・スポーツ、地域など多様な関係者と一体となって旅行者を受け入れる自立的・継続的な観光地域づくりが求められています。この舵取り役となるのが国の地方創生で強く推進している日本版DMOであります。

そのため、産業構造や人口動態、人の流れなどに関する国のデータの積極的な活用に加え、観光地域づくりに必要な独自の情報収集と分析を行い、データに基づいた戦略の策定やPDCAサイクルの確立などDMOの在り方を検討する組織を立ち上げ、佐渡版DMOの形成を目指します。

### (2) 物語性のある魅力発信

トキやジオパークや金銀山に代表される世界的3資産を有し、長きに渡り培われてきた島独自の自然、歴史、文化などの豊富な地域資源を有する本市では、これらの資源を活かしきれなかったことや、一つのテーマやコンセプトにこだわり続ける等の徹底的な戦略が組み立てられなかったこと、単発的かつ総花的な情報発信で終わっていたことなどから、豊富な地域資源を結びつけて物語性を付加することによって、更なる魅力を高め、国内外に向けて戦略的かつ効果的に発信することが必要です。

そのため、オンリーワンの着地型体験メニューの開発や冬期間の2泊3日以上旅行商品等の造成をするための体験モニターツアーの実施に加え、佐渡の雄大な自然環境の中で行うスポーツ交流を推進するとともに、地場産食材を活用したメニューの開発や郷土料理の提供、郷土芸能体験等のメニューづくりに取



り組み、佐渡ならではの周遊滞在型観光を推進します。

また、若者や外国人にターゲットを絞り、SNS等を活用した情報発信体制の強化を図るとともに、対岸市をはじめとした都市等との交流やPR効果の高い観光・物産イベントへの参加のほか、棚田サミットなどの機会を通じて、本市が誇る世界的3資産を活用した徹底的な誘客広告宣伝に取り組みます。

### (3) 受入態勢の構築

日本政府観光局の調べでは、平成27年の訪日外客数は1,974万人で過去最高となり、45年ぶりに訪日外客数と出国日本人数が逆転しています。

こうした流れは、平成30年の世界文化遺産登録を目指している本市にとって追い風となる状況であり、平成32年には東京オリンピック・パラリンピックも控える中、効果的な魅力発信や観光推進体制づくりに取り組みながら、異文化の理解を深め、外国人をはじめとした観光客に対応できるよう、しっかりとした受入態勢を整えることに力を入れる必要があります。

そのため、インバウンド対策として、本年は、新潟空港から新潟港までの利便性を図る、新潟空港一万代島アクセス改善事業に加え、世界的3資産を語れるガイドと地域限定通訳案内士の育成、外航クルーズ船の誘致、バス車内の英語アナウンス、消費税免税店の導入推進等のソフト面、大型バスが通行できる道路環境の整備、公衆トイレの洋式化や看板の多言語化、民泊の検討等のハード面での受入態勢を整備します。

さらに、世界に誇る絹と金のみち広域周遊ルートの形成に向け、群馬県、埼玉県、長野県、新潟県とが連携し、外国人観光客の受入体制整備や海外での誘客活動等に取り組むとともに、昨年引き続き金の道イベントを開催し、佐渡金銀山の世界的な価値の普及啓発や情報発信を行います。

佐渡空港の2千メートル化については、県と連携して地権者同意の取得を目指すとともに、佐渡新潟間の航空路の早期再開を目指します。

また、佐渡航路乗用車航送運賃割引事業の拡充やライナーバス、循環バス等による二次交通の利便性向上を図ります。

### (4) 産業間連携による観光産業の構築

観光産業は、旅行業を中心に宿泊業や運輸業、飲食業など、複数の産業が連携することで大きな経済効果をもたらし、多くの雇用を生み出す総合産業であります。

国においても、農商工等連携促進法や六次産業化法など、産業間連携を強化し、地域経済を活性化するための法的枠組みを整備し、これらを推進するための施策を講じております。

このため、新たに設置する佐渡版DMOの検討組織や創業支援ネットワークが連携し、国が進めているRESASを活用した地域経済構造の分析を行い、市内の産業や地域経済を振興するための具体策を導き出すとともに、農商工連携や6次産業化等の取組を掘り起こし、元気な観光産業を創出します。

## 3 若者の出会いから就業までの応援態勢の促進

本市の独自施策として平成26年度から実施している在園2人目の保育料無料化においては、県内20市で1位の減免率であり、平均月額保育料も1番低くなっています。

平成25年合計特殊出生率は1.88で、国や県よりも高く、保護者が安心して働きながら子育てをしてもらうために、放課後児童クラブの開設時間の延長や整備を図ってきたところ、利用者数は5年後の目標であ

る400人を超えました。

また、平成27年5月に実施した施策に対する市民の満足度調査では、保育、子育て支援の充実に対する市民満足度が平成21年8月調査時を1.1ポイント上回る結果であったことから、本市の保育や子育て支援策が市民ニーズに応じた施策であると言えます。

このように、県内でも子育てしやすい環境である本市の施策を、UIターン等の移住者を含めた若い世代に知ってもらうことや、施策を一体化し、安心して結婚・出産・子育てができる環境づくりに取り組むことが必要です。

#### (1) 一貫性のある環境づくり

平成17年国勢調査の生涯未婚率では、佐渡地域の男性は県平均を大きく上回っており、本市の独自アンケート結果でも、未婚者の結婚していない理由は、適当な相手にめぐり合わない、会える機会がないと回答した人が72%という結果となりました。

しかし、本市は、恵まれた自然や安心できる食の提供に加え、子育て支援センターや土曜日保育の実施、保育料2人目無料化による保護者への経済的負担の軽減等にも取り組んでおり、結婚や子育てに適している地域であります。

そのため、これまで行政的考えにより個々に行ってきた結婚、妊娠・出産、子育て、教育、就職などの施策を、佐渡島での婚活・子育て応援プロジェクトとして一貫性を持って取り組みます。

出会いから結婚までの取組については、若者等が参加しやすいイベントの開催に加え、地域における婚活事業への支援や婚活サポーターによる相談・フォローを継続して、多くの若者が家族の絆を築き幸せに生活してもらえる施策を実施します。

また、妊娠や出産期における不安を解消するための相談や事前準備のためのセミナーを開催するとともに、不妊治療、妊婦健診に要する費用の助成等を実施し、健やかな妊娠・出産を迎えていただくための取組を進めます。

子育てについては、経済的な不安を軽減するため、幼稚園授業料と保育料の2人目の無料化を行うとともに、子どもの医療費助成の対象を高校生まで拡充することに加え、保育園での土曜日午後保育の実施や病後児保育室の開設、放課後児童クラブの開設時間拡充等により、働きやすい環境づくりに取り組みます。

さらに、ファミリーサポート事業の充実や佐渡オリジナルの「ソフリエ資格認定講座」を実施するとともに、子育ての悩み解消に関する取組や子ども若者相談センターの相談体制の充実に加え、核家族化が進む近年において既存の住宅リフォームの支援を実施することにより、将来に亘り安心した住環境を引き継ぎ、世代を越えて地域全体で子育てを応援します。

#### (2) 特色ある教育と地域支援

市民の満足度調査において、これからも佐渡に住み続けたいと思う人の割合は8.6ポイント上昇し、72.7%となり、佐渡に愛着がある人の割合も2.1ポイント前回の調査を上回りました。これらは、これまで取り組んできたキャリア教育等の成果であると言えます。

児童生徒がふるさとを理解し、郷土への愛着を持ち、社会人として自立して生きていくためには、地域の人々と関わりを深め、地域の特色を活かしたキャリア教育等の推進により、未来を担う人材を育成することが必要です。

そのため、平成27年11月に教育委員会と連携して策定した佐渡市教育大綱に掲げる基本目標を実現するため、本年はその教育振興基本計画の策定に取り組み、施策全ての土台となる人づくりを推進してまいります。

また、文部科学省や新潟県教育委員会と連携した地域課題解決型教育プログラムの実施や佐渡の特色を活かした高等学校の設置に向けて取り組むとともに、郷土愛を育みながら職場体験・校外学習を通して職業観を醸成し、心身ともに成長して佐渡を支える人材の育成に取り組みます。

### (3) 移住者受入態勢の整備

本市への移住者は年々増加しており、特に若者世帯の移住者の増加傾向が特徴的で、平成26年度の移住者の約6割を占めていました。また、昨年9月に著名な全国誌で移住しやすさ3つ星の自治体としても選ばれ、子育て世代や高齢者の移住に適している自治体として評価・紹介されるなど、佐渡を移住の候補地として選んでもらえるチャンスの時期と捉えています。

そのため、移住を希望する若者世帯等の視点に立ち、体験する、住む、働く、暮らすための定住施策の展開を図り、移住コンシェルジュによる相談・受入態勢を充実し、首都圏での移住相談会や田舎暮らし体験モニターツアー等を開催するとともに、定住体験住宅の増設・貸出に加え、空き家改修や住環境への支援等に取り組みます。

## 4 持続可能な地域づくりと安心・安全の確保

本市はこれまで、高度経済成長に伴う若者の都会への流出による「人口の空白」、労働力の減少に伴う耕作放棄の増加による「土地の空白」、高齢化に伴う地理的に条件の厳しい集落の増加による「村の空白」を経験してきました。

平成16年度に34.4%であった高齢化率は、平成26年度には39.4%にまで上昇を続けており、依然高齢化が進行しています。そして、地域住民がそこに住み続ける誇りを喪失する「誇りの空白」が、次に起こり得る佐渡の課題と考えています。

人口減少社会においては、これまでの人口増加を前提に作られてきた仕組みの転換、すなわち、物の豊かさだけでなく、心の豊かさも備わった本当の豊かさを実現する仕組みが必要となります。

佐渡に生まれ、育った人たちがその地域に誇りを持ち、依存するのではなく、自分たちの地域をどうすべきか、地域自らが考え、行動していくことが重要です。

また、本市は離島であるがゆえに、自然災害等に対して脆弱な面があるため、市民が安心して暮らせる地域でのサポート体制に取り組む必要があります。

### (1) 地域づくりのための支援体制の強化

現在、市内の各地区において、市民が主体となり自ら地域の活性化を検討・実践する地域自主組織が全地区で設立され、地域の目標や具体的な地域づくり活動等の活性化計画が作成されました。

佐渡市将来ビジョンでも示すように、市民が安全・安心に暮らすことのできる地域づくりが成長力強化の基盤であるため、地域の個性や自主性が地域活性化の核であると言えます。

そのため、本年は地域の活性化計画等に基づき、地域が主体的に取り組む活動を応援します。

また、地域の活力の維持向上を図るため、地域おこし協力隊や地域活動支援員と連携しながら、集落行事や伝統芸能の継承、統廃合により廃校となった校舎や地区公民館を活用した拠点づくりに取り組みます。

さらに、ふるさと納税等、佐渡を応援していただいている市外の大勢の方々との交流を図り、地域活性化につなげていきます。

### (2) 医療・福祉体制と地域コミュニティの醸成

本市の高齢化率は、県内で4番目に高く、地域コミュニティの弱体化が進行しています。また、65歳以上の高齢者が加害者となる交通事故発生件数が、平成26年は全体の約40%を占めるなど、様々な課題が生じています。このことから、高齢者がいきいきと安心して暮らせる地域づくりを進め、認知症予防や地域による見守り体制の強化等の対策が不可欠です。

そのため、認知症予防に必要な脳を健康に保つことの対策として、考える、感じる、記憶する、遊ぶということを、医師や民間団体と連携し、古くから佐渡で親しまれてきた太鼓を活用した「佐渡ならではの認知症予防対策」として多くの市民が参加できる環境づくりに取り組むとともに、その事業の分析と効果検証を進めます。

また、モデル地域において、集落の将来的な生活圏のあり方を検討し、活性化に向けた取組を進めるとともに、一人暮らしの高齢者の安否確認等により地域の見守り活動を推進します。

加えて、医療・介護の体制を整えるため、現在導入されているさどひまわりネットの推進と、参加施設や利用者の増加に取り組みます。

さらに、高齢者の交通事故防止対策については、高齢者のバス運賃割引制度の拡充や運転免許証の自主返納によりバス・タクシー共通利用券を配布するなど、公共交通の利用促進及び安心・安全な地域づくりに取り組めます。

### (3) 防災体制の整備

自然災害等に対して、安全性を確保するためには、ハード・ソフト両面での対策に取り組む必要があります。

ソフト面では、地域防災リーダーの育成をさらに進めるため、スキルアップ事業を実施するとともに、自治会や消防団との連携を強化し、将来的には小中学校での防災教育なども進めていきます。また、本年の防災訓練は、これまで以上に実践的なものとするため、内閣府と共催で津波避難訓練を実施し、国・県・市の連携強化を図ります。

ハード面では、港湾等防災拠点の整備を進めるための両津港・小木港の港湾計画の見直しが進められています。早期に計画が実現するよう、引き続き国・新潟県へ強く働きかけていきます。また、大規模災害時に早期に避難所が開設できるよう、防災備蓄倉庫の新たな設置も進めます。

### おわりに

平成28年度の市政運営に臨む私の基本姿勢と所信の一端を申し上げます。

本年は、佐渡金銀山が世界文化遺産にふさわしい遺産であることを皆さんに再認識していただき、市民の皆様や県民会議・首都圏の会等、多くの方々からの応援を受けながら、国内推薦決定に向けて命がけで行動しなければなりません。

世界文化遺産の登録は、市内経済はもとより新潟県全体の経済活性化に大きく貢献することは間違いありません。市民一人ひとりがおもてなしの心を持って取り組み、あらゆる産業の活性化に結びつけていきます。

また、本年は全国離島振興協議会の総会や全国棚田サミットの開催により、多くの方々に佐渡を訪れていただきますので、これを好機と捉え、佐渡の魅力を広くPRしていきます。

佐渡の地方創生に向けて、創業支援ネットワークの構築、観光地域づくり、子育て環境の充実、そして佐渡の未来を担う人材の育成に取り組み、「日本一お客様に愛され、選んでもらえる島」を目指してまいりますので、議員の皆様並びに市民の皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして、平成28年度の施政方針といたします。

ありがとうございました。

○議長（根岸勇雄君） 以上で施政方針演説を終了いたします。

---

#### 日程第6 教育行政方針演説

○議長（根岸勇雄君） 日程第6、教育行政方針演説を行います。

教育長から教育行政方針演説の申し出がありますので、これを許します。

教育長、児玉勝巳君。

〔教育長 児玉勝巳君登壇〕

○教育長（児玉勝巳君） 平成28年第2回佐渡市議会定例会の開会に当たり、佐渡市教育委員会所管に関する教育行政方針について申し上げます。

少子高齢化が進行する中、地方創生の柱として人材育成が重要視されています。『佐渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略』においても「本市における地方創生のためには、“佐渡の未来を担う人づくり”が最重要事項である」と謳われています。

本市では、平成27年の教育委員会制度改革に伴い、総合教育会議において、『佐渡市教育大綱』を策定しました。そして、この大綱の理念を具現化するため、平成28年度末までに『佐渡市教育振興基本計画』を定めます。

したがって、平成28年度の教育行政は、新計画実施までの移行期間と位置付けます。策定された教育大綱の基本理念「明日の佐渡を創る人、世界に羽ばたく人の育成～一人一人の自己実現を目指した教育の推進～」や3つの基本方針のもと、6つの基本目標に沿って、学校教育、社会教育、家庭教育・地域教育を推進します。具体的な施策については、これまでの教育行政の中核であった「佐渡市学校教育基本構想」「佐渡市生涯学習推進計画」の成果と課題を踏まえながら進めていきます。

##### 1 学ぶ意欲を高め確かな学力等を育成する教育の推進

学力の向上については、全国学力・学習状況調査結果における児童生徒の学力実態は、小学生は全国平均とほぼ同程度で、中学生は全国平均には達していませんが徐々に全国平均に近づきつつあります。平成28年度も、学力実態調査の分析とそれに基づく研修会の開催や、指導主事による学校支援訪問に力を入れ、各学校の課題に応じた学力向上が実現するよう指導・支援を行います。平成27年度から、特に課題のある中学校数学について、担当指導者の授業力向上を目指した研修の1つとして「数学学力向上プロジェクト」の取組を始めました。平成28年度も引き続きこの事業を継続します。また、数学と同様に学力に課題のある英語についても平成28年度から「英語力向上プロジェクト」を新規事業として実施し、英語担当指導者の授業力の向上に努めます。

豊かな心、社会性の育成の面では、道徳教育において、小学校では平成30年度、中学校では平成31年度から全面実施となる「特別の教科道徳」へのスムーズな移行を目指して、考え・議論する道徳授業について教員研修を進めます。また、平成27年度から始めたあいさつ運動を引き続き行います。毎月初めに学校教育課職員が各学校を訪問し、PTAや地域住民とも連携しながらあいさつ運動を展開します。この活動を通して、子どもから大人まで明るいあいさつが響き合う島づくりを目指します。

健康増進・体力向上については、毎年実施している体力テスト結果から児童生徒の体力課題を明らかにし、バランスのとれた体力向上に取り組みます。また、食育を通して、児童生徒が望ましい食習慣を身に付けられるようにするとともに、地産地消を一層推進しながら安全な学校給食の提供に努めます。

特別支援教育では、障がいのある幼児・児童・生徒それぞれの教育的ニーズを把握し、適切かつ必要な指導・支援をより一層進めるため、介助員を増員します。また、「個別の教育支援計画」の作成を進め、一人一人の将来設計を見据えた教育の充実に努めます。

幼児教育では、幼児の発達段階を踏まえ、様々な人々との交流や体験を通して、人間形成の基礎を培う教育の推進に努めます。また、小学校への円滑な接続ができるよう、幼稚園・保育園と小学校及び関係機関と連携を密にしながら適切な就学支援を行います。また、保護者の負担軽減のため、幼稚園授業料の減免額を拡大し、小学校3年生以下の児童の2人目以降の弟・妹の幼稚園授業料については無料化します。

なお、教育の機会均等を一層推進するため、現在の佐渡市奨学金制度に代わる、新たな就学支援制度を構築します。

## 2 郷土愛を軸にしたキャリア教育の推進

キャリア教育では、佐渡の未来を担う人づくりを目指して、夢と誇りをもって自立する児童生徒の育成を推進します。そのために、佐渡を知り、愛し、誇りに思えるよう、引き続き佐渡の豊かな自然と固有の文化・歴史・芸能を学ぶ「佐渡学」の充実に努めます。さらには、平成27年度に策定した「佐渡市学校教育におけるキャリア教育のグランドデザイン」に基づき、佐渡の素晴らしさや課題及び地域産業についての理解を深める教育活動を、幼児から高等学校まで連続して取り組めるよう努めます。平成28年度は、キャリア教育の研究校を中学校2校に増やし、内容の充実に努めるとともに、小・中学校向けの「キャリア教育プログラム」を完成させ、授業で使える具体的な実践事例を紹介できるよう取り組みます。なお、小学校6年生については、新たに作成したキャリア教育用教材『みらいずノート』で、自分と佐渡の未来を考える学習を実施します。

## 3 安全・安心な学校づくり

安全な学校づくりのため、学校施設の環境整備を計画的に進めます。大規模なものとしては、相川小学校グラウンド・プールの改修、高千小学校の校舎外壁改修、学校統合に伴う河崎小学校の校舎等改修を行います。

安心な学校づくりでは、生徒指導体制の充実に努めます。中でも、本市の喫緊の課題である不登校児童生徒への対応について、重点的に取り組みます。新たな不登校児童生徒を生み出さないため、本市共通の「心の健康チェック」アンケートを、小中連携校を除くすべての学校で実施します。集計・分析に担当指導主事も積極的に関わることで、不登校傾向を示す児童生徒の早期発見と即時対応に努めます。小中連携校については、極小規模校という特徴に合わせ、見取りや教育相談といった方法でチェックします。また、

現在不登校となっている児童生徒へも適切な施策を講じるため、適応指導教室、不登校訪問指導員等の活用を促進するとともに、関係機関との連携をより一層強化します。

いじめについては、各校が『佐渡市いじめ防止基本方針』に基づき、確かな校内体制のもと適切な対応が図られているかを点検・指導するとともに、いじめ防止啓発ポスターを作成し、いじめを許さないという意識の醸成や、人権感覚の育成を目指します。

#### 4 高等教育・研究機関との連携の強化

市内の研究機関や大学の施設・人材を、小・中学校の学習により一層活用するため、総合教育センターや理科教育センターにおいて活用方法についての研修を行います。上越教育大学と連携協力を図り、テレビ会議システムによる教員研修を実施します。また、児童生徒が、大学や大学生との交流ができるような体制づくりを進めていきます。平成28年度はグローバル人材育成を推進するため、高等学校と連携し、南魚沼市の国際大学の学生やAFS日本協会の留学生を受け入れます。

#### 5 一人一人が学び続ける生涯学習の充実

支え合う人づくりとしては、地区公民館を地域の活動拠点として、運動会や芸能祭を始めとする活動を地区公民館事業活性化支援隊を活用し、人と人とのつながりによる地域の活性化や担い手となる人材の育成を目指します。

地域の資源を活用した学びの充実を図るため、博物館・資料館については、收藏されている佐渡を中心とした歴史・芸術・民俗・産業・自然科学等に関する資料を活用し、子どもたちや市民が見て、触れて、楽しみながら郷土を学ぶ機会を提供します。

佐渡ジオパークについては世界文化遺産とG I A H Sの取組と連携しながら、持続可能な地域づくりを目指します。そのために、平成28年度も引き続きガイドの育成やジオサイト整備等に努めます。また、本年の7月には県内3地域のジオパークを世界に発信するため、新潟市を会場に「ジオパーク新潟国際フォーラム」を開催します。このイベントを通して、佐渡のジオパークの充実を図ります。

生涯学習の環境づくりとしては、「誰もが、いつでも、どこでも」学ぶことができるよう、家庭教育学級や高齢者学級、市民大学講座など市民のニーズに沿った講座を積極的に開設し、生涯学習の機会を提供します。また、その成果を発表する場として、地域で芸能祭や文化祭、生涯学習フェスティバルを開催し、学習活動の普及・啓発を図ります。

文化振興として、図書館運営では、郷土資料や暮らしに役立つ図書を増冊するとともに、分散して管理している重要書籍の整理をさらに進めます。また、文化会館では市民の教養を高め、豊かな情操を育むため教育講演会や音楽・演劇等の公演を実施します。

スポーツの振興については、佐渡市総合体育館を活用した市内大会の開催はもとより、全国・全県規模の大会及び合宿の誘致に努め、スポーツ交流による市民への普及や競技力の向上、更には地域経済の活性化につなげ、スポーツの島としての認知度を高めます。また、市民スポーツの振興を推進するため、ニュースポーツの普及を図るとともに、一般財団法人佐渡市スポーツ協会と連携・協力をし、総合型地域コミュニティクラブの立上げに取り組みます。

#### 6 家庭教育・地域教育充実のための取組の推進

家庭や地域の教育力向上については、保護者・地域住民と協力しながら進めていきます。各地区では、

子育ての不安や悩みを共有しながら子育てを学ぶ「子育て親育ち学級」の開催をはじめとして、親子の絆を深めるため親子で料理やニュースポーツを体験する「親子ふれあい教室」を実施します。また、各地区青少年健全育成協議会や佐渡市小中学校PTA連合会、佐渡市子ども会連絡協議会などの関係団体が行う家庭教育講演会などの事業開催を支援します。

全国的にも課題となっている、ゲーム機・スマートフォンに関わる問題については、平成27年度に小中学校PTA連合会と協力して、本市としての利用ルールを定めました。平成28年度は学校と家庭が連携し、この利用ルールが各家庭に普及する取組を進めます。

地域との連携については、現在一部の学校で取組を始めている「学校支援地域本部事業」や「放課後子ども教室」を拡充させるとともに、コミュニティ・スクール設置について検討を始めます。

#### おわりに

本市の教育の充実・発展のためには、『佐渡市教育大綱』の理念に基づき、学校、家庭、地域が連携し、課題を共有しながら、教育の質の向上に努めることが重要です。

議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げまして、平成28年度の教育行政方針といたします。

ありがとうございました。

○議長（根岸勇雄君） 以上で教育行政方針演説を終了いたします。

ここで5分間程度休憩いたします。

午前11時06分 休憩

---

午前11時11分 再開

○議長（根岸勇雄君） 再開します。

---

日程第7 議案第6号から議案第56号まで、議案第59号から議案第61号まで

○議長（根岸勇雄君） 日程第7、議案第6号から議案第56号まで、議案第59号から議案第61号までについてを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） それでは、議案第6号及び議案第7号は関連をいたしました議案でございますので、一括をしてご説明を申し上げます。

議案第6号 佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。以上2議案は、佐渡市特別職報酬等審議会の答申及び平成27年人事院勧告を踏まえ、市長、副市長及び教育長の給料及び期末手当に関し、関係する条例の一部を改正するものでございます。特別職の報酬等の額につきましては、昨年11月27日に佐渡市特別職報酬等審議会への諮問、そして本年1月22日に答申があったものでございまして、改定率は市長及び副市長それぞれ0.3%の増額が適当であるという



内容でございました。その審議会の答申の内容を尊重し、市長、副市長及び教育長の給料月額をそれぞれ0.3%増額改定するものでございます。また、期末手当については、12月の支給月数を0.05月引き上げること、また次年度においては年間の支給月数を本年度の支給月数に引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

議案第8号 佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成27年の新潟県人事委員会勧告に基づき、全給料表の引き上げ、12月の勤勉手当の支給月数を0.10月引き上げるなどの所要の改正を行うものでございます。

議案第9号 佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、特殊勤務手当の趣旨に鑑みまして、その特殊性に合致しない早出、遅出等の手当を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

議案第10号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。本案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例の一部を改正するものでございます。主な改正内容は、給料表のほか、新たに等級別基準職務表を規定すること、人事行政の運営状況の公表事項に人事評価などを追加することなどについての所要の改正を行うものであります。

議案第11号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。本案は、行政不服審査法の施行に伴い、不服申し立ての制度が審査請求に一元化されたこと、その審査請求期間が3カ月に延長されたこと及び第三者機関の設置が義務づけられたことに対応するため、関係する条例において所要の改正を行うものであります。

議案第12号 佐渡市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について。本案は、消費者安全法が施行することに伴いまして、消費生活センターの組織及び運営に関する事項等について内閣府令で定める基準を参酌した条例を制定するものでございます。

議案第13号 佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、小木行政サービスセンターの改築に伴いまして、同センター内に設置している佐渡市ケーブルテレビ施設の小木ヘッドエンドを移設し、区域内波の小木受信点を廃止するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第14号 佐渡市子どもの医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、中学校卒業相当までとしている子どもの医療費助成事業の対象を高校卒業相当までとするため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第15号 佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、金井地区において新たに保育園を設置するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第16号 佐渡市へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、へき地保育園の保育料2人目以降無料化には同一世帯で在園児が2人以上いた場合としていたわけではありますが、それを同一世帯で小学校3年生まで兄弟がいる場合まで範囲を広げることにより、多子世帯の経済的負担の軽減を拡充するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第17号 佐渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例の制定について。本案は、国の定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正によりまして、平成28年4月から定員18人以下の通所介護が地域密着型通所介護へ移行されること並びに通所介護及び認知症対応型通所介護等に地域連携を強化するための運営推進会議の設置が義務づけられたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第18号 佐渡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本案は、国が定めるところの指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスにかかわる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴いまして、平成28年4月から認知症対応型通所介護に地域連携を強化するための運営推進協議会の設置が義務づけられたことに伴いまして、条例の一部を改正するものであります。

議案第19号 佐渡市窪田キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、窪田キャンプ場において指定管理者制度を導入するための規定の整備を行い、民間事業者のノウハウを活用した利用者の増加及び利便性の向上を図るため、条例の一部を改正するものであります。

議案第20号 佐渡市水道事業の設置等に関する条例及び佐渡市特別会計条例の一部を改正する等の条例の制定について。本案は、簡易水道特別会計にかかわる事業を平成28年度から水道事業会計に移行し、水道事業の一本化を進めるための改正であります。改正の内容は、簡易水道給水条例に規定をされているところの給水区域等と集落管理となっている簡易水道、小規模水道の給水区域等を佐渡市水道事業の設置等に関する条例に加え、これに伴い簡易水道給水条例及び簡易水道施設整備基金条例並びに簡易水道特別会計を廃止するものであります。

議案第21号 佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、社会体育施設の統廃合により、真野多目的広場を廃止するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第22号 佐渡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、赤泊臨海運動公園内のテニスコート4面のうち2面を人工芝コートに改修をしたわけでありまして、施設名に人工芝を明記するため条例の一部を改正するものでございます。

議案第23号 佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。主な改正内容は、離隔距離、これは可燃物との間に設けるべき火災予防上安全な距離を定めた条例別表の第3にガスグリドルつきこんろ及び入力が5.8キロワット以下の電磁誘導加熱式調理器、IHの調理器でございますが、これを追加するものでございます。

議案第24号 公有水面埋立てに係る意見について（多田地内）。本案は、新潟県が実施をいたします主要地方道佐渡一周線松ヶ崎南拡幅工事に必要な道路用地及び海岸保全施設用地を造成するため、公有水面を埋め立てることについて新潟県知事から意見を求められておりますので、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第25号 財産の無償譲渡について（旧患者輸送車車庫及び旧高千防災倉庫）。本案は、用途を廃止

した高千地内の車庫及び防災倉庫敷地の借地返還の条件として、当該施設を地権者に無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第26号 財産の無償譲渡について（有限会社クリエイトはもち株式）。本案は、佐渡市の保有する有限会社クリエイトはもちの株式をクリエイトはもちに無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第27号 財産の無償譲渡について（八幡集落センター敷地）。本案は、八幡集落センター敷地を地元認可地縁団体に無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づきまして議会の議決を求めるものであります。

議案第28号 市道路線の変更について。本案は、市道浜中21号線の工事完了に伴いまして、その路線及び関連する路線の一部を変更する必要がありますので、道路法第10条第3項の規定において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第29号 佐渡市辺地総合整備計画（平成28年度～平成30年度）の策定について。本案は、現行の佐渡市辺地総合整備計画の期間終了に伴いまして、新たに平成28年度から平成30年までの佐渡市の辺地総合整備計画を策定するに当たりまして、辺地にかかわる公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第30号 佐渡市過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の策定について。本案は、平成24年に過疎地域自立促進特別措置法の一部が改正されまして、同法の有効期限が平成27年度から平成32年まで延長されることに伴いまして、引き続き平成28年度から平成32年までの佐渡市過疎地域自立促進計画を定めることについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第31号 平成27年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ6億8,656万9,000円を追加をし、予算総額を471億3,813万1,000円とするものであります。補正内容は、歳入では地方消費税交付金及び地方交付税の増額計上と国、県支出金、繰入金及び市債の減額計上、歳出では地方創生加速化交付金の対象事業に1億167万4,000円を予算計上するほか、防災備蓄倉庫を整備する防災対策事業に880万円や減債基金積立金に10億8,661万3,000円などを予算計上するものでございます。

議案第32号 平成27年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ4,216万円を追加をし、予算総額を82億1,136万円とするものでございます。主な補正内容は、歳出について新潟県人事委員会勧告に伴う人件費、新潟県国民健康保険団体連合会の積み立て資産の返還に伴う基金の積立金、国庫支出金等の返還金の確定による償還金を増額計上し、歳入については一般会計繰入金、諸収入を増額計上するものであります。

議案第33号 平成27年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ1,131万7,000円を減額をし、予算総額を7億2,383万円とするものでございます。主な補正内容は、保険基盤安定負担金の確定による繰入金の減額に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の減額等でございます。

議案第34号 平成27年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳

入歳出予算額からそれぞれ1億6,676万5,000円を減額をし、予算総額を86億14万5,000円とするものでございます。主な補正内容は、新潟県人事委員会勧告による所要額を計上するとともに、平成27年度実績に基づく決算見込みにより、歳入では介護保険料及び県支出金を増額をし、国庫支出金、支払基金交付金及び繰入金を減額するものであり、歳出では一般管理費の減額と介護給付費及び介護給付費基準基金積立金の減額を計上するものでございます。

議案第35号 平成27年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ1億8,547万7,000円を減額をし、予算総額を12億7,946万8,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では分担金及び負担金、国庫支出金、繰入金、諸収入及び市債の減額、歳出では職員の退職に伴う人件費の減額、一般管理費及び建設改良費の減額でございます。

議案第36号 平成27年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ2,677万4,000円を減額をし、予算総額を33億4,053万3,000円とするものでございます。主な補正内容は、歳入では一般会計繰入金、下水道補償料の減額、歳出では人事院勧告等に伴う佐渡市職員の給与に関する条例の一部改正による人件費及び受益者負担金の分担金の前納報奨金の増額、測量設計委託量料、汚水管渠工事、雨水管渠工事及び水道管等の補償費の減額でございます。

議案第37号 平成27年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ768万円を減額をし、予算総額を4億6,150万4,000円とするものでございます。主な補正内容は、新潟県人事委員会勧告に伴う所要額を計上するとともに、実績確定見込みに基づきまして、歳入では介護サービス収入と一般会計繰入金の減額、歳出では一般管理費及び介護サービス費の減額を計上するものでございます。

議案第38号 平成27年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ2,556万4,000円を減額し、予算総額を5億8,303万8,000円とするものであります。主な補正内容は、新潟県人事委員会勧告による所要額を計上するとともに、実績見込みに基づきまして、歳入ではサービス収入の減額と一般会計繰入金の増額、歳出では一般管理費及び介護サービス費の減額を計上するものでございます。

議案第39号 平成27年度佐渡市二宮財産区特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ2,000万円を減額をし、予算総額を32万3,000円とするものであります。補正内容は、造林事業受託事業費の減額でございます。

議案第40号 平成27年度佐渡市新畑野財産区特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ300万円を減額をし、予算総額を282万5,000円とするものであります。補正内容は、造林事業受託事業費の減額でございます。

議案第41号 平成27年度佐渡市真野財産区特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ500万円を減額をし、予算総額を18万1,000円とするものであります。補正内容は、造林事業受託事業費の減額であります。

議案第42号 平成27年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）について。本予算案は、収益的収支の収入を5,515万円減額をし、収入総額を22億5,498万4,000円に、支出を8,025万7,000円を減額をし、支出総額を23億6,043万5,000円とするものであります。主な補正内容は、患者数の見込み等の修正に伴う収支

の調整と一般会計繰入金の精算的調整及び人事院勧告による給与改定分に伴う人件費の増額の補正でございいます。

議案第43号 平成27年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）について。本予算案は、収益的収支について収入を7,169万7,000円増額をし、収入総額を17億3,805万4,000円とし、支出を1,080万3,000円増額をし、支出総額を16億9,973万9,000円とするものであります。また、資本的収支について収入を1億4,838万5,000円減額をし、収入総額を5億6,279万4,000円とし、支出を1億6,287万3,000円減額し、11億4,206万5,000円とするものであります。主な補正内容は、収益的収支におきましては簡易水道施設整備基金の廃止に伴いまして特別利益の増、新潟県人事委員会勧告に伴う人件費の増による営業費用の増、それから消費税及び地方消費税の納税額の増に伴いまして、営業外費用が増加したこと、資本的収支では国庫補助金の事業の減額配分に伴う企業債、国庫補助金、出資金の減、また支出では老朽管更新事業等の減に伴い、施設改良費の減でございいます。

議案第44号 平成28年度佐渡市一般会計予算について。平成28年度予算は、昨年7月に策定をいたしました佐渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿いまして、限られた財源の中で市民が必要としている施策を選択しながら、日本一お客様に愛され、選んでもらえる島を目指した予算編成を行ったところであります。本市の平成28年度一般会計予算案は、普通建設事業の減額要因もあり、予算規模は445億円で、平成27年度の当初予算に比べて9億円、率で2.0%の減となりました。歳入では、基幹財源である市税収入の確保を考慮しながら積算計上し、地方交付税については合併特例債期間の終了による減少を見込み、予算計上し、財政調整基金などの基金繰入金については計画的に取り崩しを行うよう予算計上したものであります。また、歳出におきましては、最重点課題であります人口減少問題の克服に加えまして、先ほど申し上げました佐渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略で掲げた4つの基本目標に重点的に取り組む予算編成を行ったところでございいます。

議案第45号 平成28年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について。本予算案は、近年増加をする医療費に対応し、適切な医療の提供を行うための保険給付費を計上し、また被保険者の健康の保持、増進を図り、健やかな生活が営めるよう保健事業費を見込むとともに、後期高齢者医療に関連する諸費用及び介護保険にかかわる納付金等の所要の予算を計上したもので、歳入歳出予算の総額を77億9,900万円とするものでございいます。

議案第46号 平成28年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について。本予算案は、後期高齢者医療制度の円滑な運営と被保険者への適切な医療の提供等を行うために、保険料及び運営主体である新潟県後期高齢者医療広域連合への納付金等所要の予算を計上したものでございまして、歳入歳出予算の総額を6億8,120万円とするものであります。

議案第47号 平成28年度佐渡市介護保険特別会計予算について。本予算案は、第6期介護保険事業計画に基づき、被保険者の状況、介護施設及び居宅サービスの利用者の動向等を勘案するとともに、認知症介護予防事業、包括的支援事業に要する費用を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ83億1,040万円とするものでございいます。

議案第48号 平成28年度佐渡市下水道特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ33億580万円とするものであります。歳入の主なものは、分担金及び負担金1億2,768万9,000円、使

用料及び手数料 6 億 1,794 万円、国庫支出金 4 億円、一般会計繰入金 16 億 7,819 万円 5,000 円、市債 4 億 1,060 万円などで、歳出の主なものは下水道施設管理費の 6 億 9,558 万 9,000 円、下水道建設費の 9 億 6,379 万 5,000 円、公債費の 15 億 8,914 万 9,000 円などを計上したものでございます。

議案第 49 号 平成 28 年度佐渡市歌代の里特別会計予算について。本予算案は、入所者及び短期入所等にかかわる施設介護に必要な所要額を計上したもので、歳入歳出予算の総額を 4 億 8,500 万円とするものでございます。主な内容は、歳入では介護給付費の収入、それから自己負担金の収入、サービス収入、一般会計繰入金及び運営基金繰入金で、歳出では施設費及び介護サービス費の特別養護老人ホーム費を計上するものでございます。

議案第 50 号 平成 28 年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について。本予算案は、施設入所者介護及び短期入所等にかかわる所要額を計上したもので、歳入歳出予算の総額を 5 億 8,510 万円とするものであります。主な内容は、歳入では介護給付費収入、それから自己負担金収入及び一般会計繰入金で、歳出では施設費、介護サービス費の介護老人保健施設費及び公債費を計上するものであります。

議案第 51 号 平成 28 年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 19 万 5,000 円とするものであります。歳出の主なものは、管理会費及び基金積立金などの経費であり、その財源は財産収入でございます。

議案第 52 号 平成 28 年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,167 万 9,000 円とするものでございます。歳出の主なものは、造林事業費及び管理会などの経費でございまして、その財源は受託事業収入、基金繰入金及び財産収入などでございます。

議案第 53 号 平成 28 年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 310 万 2,000 円とするものでございます。歳出の主なものは、造林事業費及び財産管理費などの経費でございまして、その財源は受託事業収入及び財産収入などでございます。

議案第 54 号 平成 28 年度佐渡市真野財産区特別会計予算について。本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 203 万円とするものでございます。歳出の主なものは、造林事業費及び管理会費などの経費でございまして、その財源は、受託事業収入及び財産収入などでございます。

議案第 55 号 平成 28 年度佐渡市病院事業会計予算について。本予算案は、収益的収支の収入総額を 21 億 5,302 万 8,000 円、支出総額を 23 億 3,514 万円に、資本的収支の収入総額を 2,840 万 3,000 円、支出総額を 3,028 万 6,000 円とするものであります。主な内容といたしましては、地域医療確保のため経営の効率化に努めて経営安定化を図るものであります。

議案第 56 号 平成 28 年度佐渡市水道事業会計予算について。本予算案は、収益的収支について収入を 24 億 6,287 万 7,000 円、支出を 27 億 3,925 万 4,000 円とし、資本的収支については収入を 20 億 1,830 万円、支出を 26 億 8,452 万 8,000 円とするものでございます。主な内容につきましては、国庫補助事業による老朽管更新事業、緊急時用の連絡管の整備事業、それから配水管等の布設替えの事業及び施設改良事業を実施してまいりたいということでありまして、

議案第 59 号 佐渡市中小企業・小規模企業振興条例の制定について。本案は、佐渡市の産業振興における中小企業等の役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関する基本理念、行政、中小企業者その他の関係団体の役割等の基本的事項を定め、共通認識を醸成することで各種施策の実施に向けた礎とするため、条

例を制定するものでございます。

議案第60号 羽茂支所耐震補強・大規模改修（建築）工事請負契約の締結について。本案は、羽茂支所耐震補強・大規模改修（建築）工事について、2月16日に執行いたしました入札の落札者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第61号 佐渡市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、多子世帯の教育費の負担軽減を図ることを目的に、幼稚園授業料について同一世帯で小学校3年生まで兄弟がいる場合は2人目以降の授業料を無料とするため、条例の一部を改正するものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（根岸勇雄君） ここで昼食休憩といたします。

午前11時49分 休憩

---

午後 1時30分 再開

○議長（根岸勇雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第6号 佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 提案理由の説明でもありましたが、市長及び特別職に関する報酬の引き上げ0.3%ということで、特別職報酬等審議会の答申を尊重してということでした。その前に議会運営委員長のほうからは議会の対応についても報告があったところです。これは、2月8日付で厚生労働省が発表した毎月勤労統計調査だと、実質賃金4年連続下がっているというのが世間の状況なのです。なぜ今ここで市長を始め特別職の報酬、わずかですけれども、上げる必要があったのか。職員の場合は別ですよ。特別職報酬等審議会の意見を尊重するというのは当然ですが、政治判断としてなぜ今なのかということ、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） これにつきましては、特別職報酬等審議会の答申がございました。さらには人事院勧告のものもございます。私どもはそれを尊重したわけでございまして、当然のことながら平成28年度の処置でございますので、それに従ったということでございます。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第6号についての質疑を終結いたします。

議案第7号 佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第7号についての質疑を終結いたします。

議案第8号 佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第8号についての質疑を終結いたします。

議案第9号 佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第9号についての質疑を終結いたします。

議案第10号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第10号についての質疑を終結いたします。

議案第11号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 行政不服審査法については、有名なところでは国が沖縄のことにに対して活用したというのがあるのだけれども、行政手続法に関係するものです。これ市民の主権者の権利を救済する、守るものなのだけれども、この改正によって一元化ということなのだけれども、この改正によって本当に市民の行政の手続、処分に対してよくなる方向なのか。例えば有名なところで言えば、今ネットで有名になっているけれども、認可保育所に入れなかったことの処分に対する審査請求が出されていたり、行政が行う手続について問題があれば救済措置として費用もかからず手続をとることができる行政不服審査法なのだけれども、このことによってどういうふうな利点があるのか、それともう一つ、この間佐渡市になって審査請求は幾つぐらい出されているのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

行政不服審査法の改正に伴う大きなものにつきましては、従前ですと異議申し立てという形で、処分を受けた方がその担当しているところに異議申し立てを行うという流れになっておりました。あと、上級庁に行う審査請求ということもございますが、そこを一本化いたします。審査請求という形で、異議申し立てではなくて審査請求ということで、例えば佐渡市にも行けますし、県のものであれば県にも直接行けるということで、その垣根が1つ取れているということが改正のポイントでございます。あとまた、こ



これは全部文書でやりとりできますので、申し立てもこちらの返事も全部文書で行くというのもございます。あとまた、60日だった期限が3カ月に延びるといふところがありますが、大きな改正といたしましては今までは異議申し立ての場合は、例えば税の部分であれば税務課のほうで対応しておりましたが、今度審理員を設けまして、全く関係のないセクションでそれを調査をいたします。その中で、外部委員会を設けて公平性を担保した中で判断をしていくと、ここが大きな点でございます。今までの申し立てでございますが、済みません、平成16年からはちょっと私今データ持っておりませんが、毎年税のほうで数件出ているという状況でございます。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 先ほども言いましたが、今行政の手続、行政が主権者の住民や市民に対していろんなことをやるわけです。さっき例えばの例で認可保育所の入所ができない問題、例えば税などについて言うと納付書の裏に異議申し立てできるような旨も書いてあるのだけれども、一体どこからどこまでが住民にとってこの行政手続法の関係も含めてできるのかということを知周する必要があるのだろうと思うのです。気のきいた市に行きますと、行政不服審査法についてはこれとこれがこう、これができるのですよということでホームページに出ていたり、あるいは条例の中で、要綱の中で明確にしていたりするのですが、そういったところの整備というのはきちんとされていますか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

今議員おっしゃるように、例えば子ども・子育て支援法とか農地法も含めましてさまざまところで該当になりますので、ただ議員おっしゃるホームページ等でこれが詳しく整理されているかというところはまだされておきませんので、この法改正に伴いましてちょっと整理をしてみたいと考えております。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） もう一つ重要なのは、あなた方、処分や対応する行政のほうがこのことよく承知をしていなければならない。何言いたいかという、勝手に上で決めて押しつけるようなことはしてはならないということなのだ、一言で言うと。その辺は徹底されていますか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

先ほど申し上げたように、異議申し立てから審査請求に変わるということで、公正性、公平性を持ってしっかりこれから取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第11号についての質疑を終結いたします。

議案第12号 佐渡市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第12号についての質疑を終結いたします。

議案第13号 佐渡市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第13号についての質疑を終結いたします。

議案第14号 佐渡市子どもの医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

中村良夫君。

○14番（中村良夫君） 子どもの医療費助成拡充についてですが、先日の3月議会に向けての議員全員協議会でも質疑させていただきました。子ども医療費助成の対象年齢を中学校卒業までだったのが今回は高校卒業まで、18歳に達する年度まで拡充すると、年齢を広げるといふ提案です。評価をするところですが、この4月からではなくて、施行がなぜ9月からなのかお尋ねします。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） ご説明いたします。

子ども医療費の助成に関する条例は、本定例会に提案している議案でございます。この18歳以上に引き上げた場合に、申請行為でございますので、受給者台帳への登録等の作業がございますので、これを事前に着手することはできないため、議決後の新年度以降準備をしまして、9月に施行するという考えであります。

○議長（根岸勇雄君） 中村良夫君。

○14番（中村良夫君） 課長の説明だと、そういう理由もあるでしょうけれども、私は佐渡市からの資料を持っていますが、高校を卒業年齢まで広げるといふことは昨年からわかっていたことです。今インフルエンザとか風邪はやっていますでしょう。これから花粉など病院に行く機会がふえます。年齢を広げるといふ子どもの医療費助成も国からの地方創生の一環です。やる気になれば4月からできますので、提案は評価しますけれども、私まずそういうふうに思いますので。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第14号についての質疑を終結いたします。

議案第15号 佐渡市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） この条例は、金井統合保育園、いわゆる3つある公立の保育園を1つにするという条例です。先ほども行政不服審査法との関連も含めて言うのだけれども、5月に金井保育園は行くと、新

保と中興については平成29年ではないですか。1年間あるわけでしょう。おまけに、議員にもいただいています。この間統合保育園の関係で保護者らとうまく意見が調整できなくて、議会も、我々議員宛にももらっています。11月30日付の文書かな、3項目だか4項目もらっています。あの問題がまだしっかり乾いていないでしょう。あなた方文書を送りつけた後見せてもらったけれども、文書を送りつけただけで、市長は本会議の答弁では保護者と手をとり合って膝を交えてと言ったにもかかわらず、保護者がまだ納得をしていないのにこういった条例出てくるというのは、先ほどの行政の手続上も含めておかしいし。これおかしいと思いませんか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

今回の条例改正の部分につきましては、3園の合同時期ということでございますけれども、これについては保護者の意向も尊重しまして決定したものでありまして、時限措置といたしまして附則の中で規定して、平成29年4月1日ということで規定しているというものでございます。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 金井保育園は今あるところからそこに行くから、5月9日だからいいのです。あとの統合する保育園については納得していないと言っているのでしょうか、関係者は。11月30日付のあれはそれぞれ中興、新保という、こういう項目、こういう項目といって我々ももらって、あなた方ももらっている。あなた今言ったけれども、関係者自身がそんなのいねと言っているのです。しかも、あと1年かけてやる期間もあるのに、納得もしていないのに1年後のことを今決めるということ自体がおかしいでしょうというの。違いますか。もう一つつけ加えておけば、議員全員協議会のときに一旦聞いたけれども、それをそうしなければ例えば合併特例債の関係で何かあるかどうかという問題も全くないというのだから、話し合いをした上で平成29年4月にすべきなのではないですか。何も関係者の保護者の皆さんが統合嫌だと言っているのではないのです、100%。まだ保護者としては乾かない問題があるから、もうちょっと詰めていただきたいと言っているのです。あと1年あるわけで、1年後のことを今から決めるということ自体おかしいのではないですか。さきの行政不服審査法で言えば、まさに上で決めたことに従えということをやっているのではないですか。違いますか。

○議長（根岸勇雄君） 鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

この件につきましては、これまで12回ほど保護者、それから地域の方々と説明会を持って説明させてもらいました。その中でも保護者の方に対して保護者の意見を聞いた上で、統合についてはいいだろうということで、その中で時期を平成29年4月からということにさせてもらうという部分については11月6日の説明会で説明をさせてもらいまして、その中で特に異論はなかったということで進めさせてもらっております。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 金井の議員のほうからも保護者が納得したという話あるけれども、そうではない。私、保護者から聞いているから言っているのです。それと、11月6日あったでしょう。11月30日付で文書

回っているのではないですか。その後、11月30日以後あなた方、関係保護者の皆さんと話し合いやっていますか。文書を送りつけただけではないですか。それで本当に、今民主主義って何だ、政治って何だではないけれども、上で決めたことを押しつけるのではなくて、市長も本会議で答弁したように保護者と手を取り合ってやっていく、地方創生というのはそういうことなのです。11月30日以後保護者と話し合いをして、わかりました、渋々だけれどもしょうがないねと納得したかというのを1つ。

それともう一つ、保護者にとってみたら、我々行政が例えば県と色々な交渉をやるときに、そこだけは担保をとっておかなければいけないわけでしょう。幾らわあわあ言ったって法律で決まってしまうからゴー、こういうやり方をやってはならないというのが先ほどの行政不服審査法、行政手続に書かれているのです。そのことが今問題になっているのです。この2つ。

1つは、だから繰り返しますが、11月30日以降関連保護者と統合時期の問題についてきっちり話し合いましたか、そしてあなた方は納得を得られているというふうに思っているのですか。

○議長（根岸勇雄君） 鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

特に説明会等はやっていないわけですが、その文書の回答の中でこの後、その都度保護者の方と話し合いをして進めていきたいということでの回答をさせてもらっているところです。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 私もその11月の保護者の説明会には出ましたけれども、保護者の中からは200人規模、なぜこの大型になるのかわからないと、これ以上また説明会の場を開いてほしいという要望が確かに出ました。そのときに、これ以上は説明会を開きませんと、これで終わりですとはっきり言ったのですよね。ですから、これ11月30日付に今度文書で出てきた、こういう経緯だと私は認識しております。このような中で、来年の移転にもかわらず、なぜ今この条例の改正が必要なのか、その必要な理由をよく説明していただけますか。なぜ今これが必要なのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

今回の条例改正につきましては、金井保育園が移転をするということに伴いまして、既に統合の説明会をしておる中で、統合についても平成29年4月ということで説明しておりまして、その中で今回あわせて条例改正をするというものでございます。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） アンケートの件では、私も前に議会で一般質問取り上げさせていただきましたが、何の理由で平成29年4月がいいのかとか、あるいはある条件であればそれはだめなのだとか、そういった柔軟性のあるアンケートのとり方ではなく、まして統合したくない人の意見は全く聞かないようなアンケートでした。その中で、平成29年4月と、つまりこの春ではないということには大きな理由があるわけですよ。さんざん子供たちの登園あるいは隣の金井小学校の子供たちの通学路とのかかわりとか、さまざま危険な要素がある。これについてどうなるのか誰も何ともわからない。そこのところ弾力的に見ていこう、打つ手があったら打っていこう、こういうことで、1年間あればいいのかなと。あくまでもこれは

1年だったら大丈夫かなという推測であって、誰が何の保証もできるわけではないと。そのところで平成29年4月と説明をした、それはそうですが、これから本当にそれで大丈夫ですという実証はこれからではないのですか。この1年かけて小学校の通学路にも問題はない、あるいは登園する親たちの車についても問題なさそうだとこれから実証していくのではないですか。実証できないのに、こんなことを条例改正出していいのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） これまでの説明会の中でも保護者、それから地域の方々の意見を聞きながら、可能な限りその意見を取り入れてきました。特に安全面では信号機の設置、それから通園、それから通学のときの園内の歩道があるわけですけれども、そこの道路との境といいますか、構内道路との境にガードパイプ等の設置をするというようなことも実施をするという中で、可能な限り保護者の意見を取り入れてきました。この後もまたできる限りのことはしていければなというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 今皆さん意思確認をしたわけではなくて、これから実証していくところで、それで本当に機能するのかどうか、それを待ってからこれ実施する、条例を改正するという順番を踏まなければ、上からこう決めましたからこうしましたと、仮に危険な状況であっても、何が何でもこれは統合ですと、こうなってくると保護者の意見というのはやっぱり変わってくるのではないのでしょうか。保護者は、あくまでも安全性が担保できるというところを確認できるだろう、この推測の上で平成29年4月という時間を1つ示してくれているのだと思います。ここのところは、ある意味では行政側がこの約束を果たせなかったとき困るわけです。でしたら、この条例改正というのは、移転してから1カ月以内にこれ出せばいいだけではないですか、この移転の住所変更というのは。これ何も今、1年前に出す必要ないのではないですか。この点をもう一度お聞かせください。

○議長（根岸勇雄君） 鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

今回金井の保育園を移転ということに関しまして、金井保育園の名称についても変更をしております。その中で、中興保育園、それから金井新保保育園、そちらについても平成29年4月に統合するということを示しておりますので、それにあわせて改正をさせてもらったという次第でございます。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第15号についての質疑を終結いたします。

議案第16号 佐渡市へき地保育園条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 国の多子世帯の保育料の負担軽減、年齢制限撤廃の関連でこのへき地保育園のやつを関連してやるのだろうと思うのだけれども、そこでお尋ねをしたいのは、本体の保育料の部分の条例が出ていないので、これはどうしてですか。これは、要綱になっているからではないですか。これは過去にも言いましたが、これから子ども・子育て新システムが本格実施になっていくと、保育料もいろいろにな

りますよね。だからこそ、やっぱりここは要綱ではなくて条例でやっぱり決めていくべきものなのではないでしょうか。それはどう考えているのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

保育料の規定につきましては、認可保育所では保育料の性格というものについては国の定めた直接根拠を持つ負担金というものでございます。別な条例の根拠を要せず、市長が規則で負担金を徴収することになっておりまして、今回へき地保育園につきましてはその規定がないということで、国の定めた保育料の徴収根拠によらないということで、地方自治法の第228条の第1項に基づいて使用料として定めるということで、今回のものについてはへき地保育所のみということにさせてもらっております。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） あなたの答弁非常にいいようなのだけれども、私今厚生労働省のもの、これ持っています。読んでいますか。厚生労働省は、そういう言い方していないのです。あなたのは、何のことない、規則で定めるべきなのだと最後言うのだけれども、違うのだ。読みます。利用者負担の徴収については、条例において定めていただくことが必要ですが、利用者の負担の具体的な額については必ずしも条例で定めなくてもよくて、自治体の判断の規則等によって定めることも可能であるとしてあるのです。可能であると。だから、今後子ども・子育て新システムがいく中で、私立の保育園もふえたでしょう。今後保育料のばらつきも出かねないのです。だからこそ、へき地保育園は条例で、本体の大きな保育園のやつは規則でというの矛盾しています、これ。これやっぱりきちんと直していくべきだと思うのだ。では、改めて聞くと。

もう一つ、これは予算のところでも聞こうと思ったのだけれども、今度多子世帯、子供が多いところに対して国が制度でやるわけだ。佐渡市は、第2子の同時入所の頭のところから無料にしていくというのだけれども、去年までは交付税措置なかったのだけれども、今度から交付税措置あるわけだ。このへき地保育園の場合はどういう扱いになりますか。

○議長（根岸勇雄君） 鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

へき地保育園につきましては、ご承知のように認可外の保育園でございます。認可外の保育園につきましては、国の保育料の基準には該当しないということになっておりますので、適用しないということになりますので、その分については反映しないということになります。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第16号についての質疑を終結いたします。

議案第17号 佐渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第17号についての質疑を終結いたします。

議案第18号 佐渡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 前段で聞いてもよかったのですが、議案第17号と議案第18号は、基本的に一体ですから、議案第18号のほうであわせていきます。

これは何のことはない、地域包括ケアシステムに向けての、来年度から新総合事業も始まるし、介護、一般の新聞でも問題になっているわけではないですか。次期の改定に向けてすごく介護の要支援者が外される、軽度者が外されることも含めて全体の流れの中でこれつくられているものなのだけれども、この基準の設置や認可の問題が市町村に委ねられたわけなのだけれども、具体的にはどういうふうになりますか。そして、あなた方は将来との関係も含めてどのようにしていくつもりですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） ご説明いたします。

国の基準を参考にしながら、これ介護保険サービスの中の給付で負担等につきましては国、県、それから市町村が公費半分負担をしております。そういう参酌をしながら決めるべきものでありますけれども、今回の地域密着型サービスにおいて、通所介護等が18人以下の定員につきましては地域密着型サービスに入れるということになりましたが、あわせてこの場合通所介護等につきましても地域の方々の意見を聞くシステムとしまして、運営推進協議会、これを設けます。これによりまして、利用者、それから利用者の家族の方あるいは地域の代表、それから市町村職員等も交えまして、これを検討することによってよりよいサービスができると我々考えておりますので、それで多様な意見を吸い上げていけることもできて、それがよい介護サービスにつながると考えております。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） そうしますと、今課長も言ったのだけれども、利用定員18人以下がその境になるわけですね。そうすると、佐渡市の場合は18人以上もあるのだろうと思うのだけれども、その割合はどうなりますか。

それともう一つは、前段の問題になるのかもしれませんが、移行を希望しない事業所もあるのではないかと、全国的には、そういうふうに言われています。その辺どうなっているのか。

それともう一つは、報酬の問題、それと基準の問題。やはり一言で言えば国の考え方は市町村に移して柔軟なということを使うのだけれども、言葉は柔軟だと格好いいのだけれども、実際は質を落とすということになるのだけれども、絶対これは質は落としてはならない問題だと思うのですが、その辺はどう考えているのかお尋ねしておきたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） ご説明いたします。

サービス事業所の関係です。現在佐渡市内には22の通所介護事業所、登録されております。このうち18人以下ということでございますけれども、定員が19人以上の2事業所も含めて18人以下のものもございます。おおむね4事業所程度が移行すると我々考えております。これにつきましては、各事業所さんと相談しながらになりますけれども、我々それは事業者の判断でお願いをしたいと考えております。

それから、報酬の問題です。報酬につきましては、詳しい部分については実は示されておられませんけれども、現行で見ましても通常規模、小規模、大規模1、大規模2というような区分になりますけれども、変更後の報酬は通常規模、大規模1、大規模2というような形の4段階から3段階に移ると考えております。確かに地域密着型サービス総合事業に移りますと市町村の設定になりますが、我々としては介護保険事業計画にも書かせてもらっておりますけれども、いわゆる相当するサービスの提供を中心にやっていくことで考えております。そのあたりは認定の関係も含めて対応していくつもりではおりますので、利用者への迷惑あるいは料金設定等も現行の報酬体系を考えながらやっていきたいと考えております。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第18号についての質疑を終結いたします。

議案第19号 佐渡市窪田キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第19号についての質疑を終結いたします。

議案第20号 佐渡市水道事業の設置等に関する条例及び佐渡市特別会計条例の一部を改正する等の条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第20号についての質疑を終結いたします。

議案第21号 佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） これも先ほどの行政手続と同じことなのだけれども、いわゆる旧西三川小学校のグラウンドを移行するというのだけれども、それであなた方説明会やったでしょう、つい最近。ある近くの集落の説明会では、いろいろ言われても困ります、議会にもう出しているんで何もできませんという説明したというではないですか。私のところの集落も西三川だから言うのだけれども、出ていったけれども、文書も何もなくて、何を言っているのだからよくわからない、あれだものな、変なこと起きるわけだというふうに冗談抜きに言っていました。今言った2つ、これ一体何のためにこのことをやるのか。私はあなた方から聞いて知っているけれども、その事業者ありきでももちろんないだろうし、だけれどもこういった問題というのは手続ではなくて、やっぱりちゃんとやらなければならぬのです。もう議会に条例出して



ますから、いろいろ言われてもできませんよなんて、こんなことを住民に言うような行政であっていいと思いますか。仮にやる方がいいことであったとしたって。結局そのことによってこのグラウンドを使いたい人と地域との変なあつれきをあなた方はつくっているのではないですか。そう思いませんか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

越前社会教育課長。

○社会教育課長（越前範行君） ご説明をいたします。

このたび真野の多目的広場を廃止するために、今回は条例の一部の改正ということでございます。この真野多目的広場につきましては、先ほど議員おっしゃるとおり、隣接する西三川小学校が主として利用しておりまして、そのほかとしまして地域では年1回の運動会を開催をしておりましたけれども、平成22年3月末をもって西三川小学校が閉校になったということでありまして、その後ほとんど利用されていないということでございまして、社会教育施設として今後も利用が見込まれないことから、今回廃止をしたいということで議案として提出したものでございます。住民説明会等をやらせてもらっているところでございますけれども、住民の方々からいろいろな意見を聞いて、しっかり説明をこれからもしていきたいというふうに思っております。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 総務課長、笑っている場合ではないです。あなたさっき何て言った。行政不服審査法のときに。各課でやっていると言ったではないですか。今の話もさっきの保育園の問題と同じ、条例で決めてしまってから説明します、こういったのを行政不服審査法で出すことになるのです。こんなでたらめなことをやっているから、また不祥事が起こるのです。違いますか。社会教育課長、この後企業か何かのことでそこを使いたいと、だからやるのでしょうか、実は。それをみんなも悪いと言っているのではないです。ただ、説明の仕方、やり方がむちゃくちゃだということです。こんなことをやっていたらうまくいくものもうまくいかになくさせているのはあなた方なのです。ちゃんと説明してからこれ提案し直す気ありませんか。

○議長（根岸勇雄君） 越前社会教育課長。

○社会教育課長（越前範行君） これからもまた住民説明会のほうをやらせてもらいたいということで考えておりますので、住民の方々理解してもらおうように努めていきたいというふうに思っております。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 総務課長、どうですか、聞いていて。先ほどの答弁とあわせて。あるいは、この間何か新聞にも出ていたけれども、幹部職員が集まって法令遵守やいろんなことで研修していると言ったではないですか。何やっているのですか。総務課長、どう思いますか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

今のお話、地元はもう使わないということで話はできているというふうに話を、私どもはそういうふう聞いておりましたが、説明がもし本当に現場で不足であればすぐにでも説明をすべきだというふうにも考えておりますので、すぐ教育委員会と話をし、その状況のほうは考えていきたいと思っております。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第21号についての質疑を終結いたします。

議案第22号 佐渡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第22号についての質疑を終結いたします。

議案第23号 佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第23号についての質疑を終結いたします。

議案第24号 公有水面埋立てに係る意見について（多田地内）の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第24号についての質疑を終結いたします。

議案第25号 財産の無償譲渡について（旧患者輸送車車庫及び旧高千防災倉庫）の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第25号についての質疑を終結いたします。

議案第26号 財産の無償譲渡について（有限会社クリエイトはもち株式）の質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 関係資料もないのだけれども、議案に90株と書いてあるのだ。赤カブだか白カブだかはよくわからぬが、この1株一体幾らするのかぐらいはなければ。株といっても、いわゆるお金でしょう。市民の税金なのです。それを無償譲渡するのだ。中身を含めてちょっと説明をしていただきたいし。一体幾らなのかわからぬ。担当委員会でやるからいいという話では、私はこれはないと思うのだ。余りにも軽く考えて過ぎていると思うのが1点。それを教えていただきたい。

それともう一つは、出資あるいは出捐金を出している団体、30団体あるでしょう。今問題になっているのと同じ90%以上というやつだと、あと4つぐらいありますよね。100%もあるけれども、これも同じような対応をするというふうに理解をしていいのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋観光振興課長。

○観光振興課長（大橋幸喜君） ご説明いたします。

1株額面で5万円ということですので、90株で450万円ということになります。金額のほうの表示ですけども、これまで無償譲渡に関しまして建物、それ以外につきましても面積等の表記しかしておりませんでしたので、今回もそのような対応にさせていただきました。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） だから、同じように両津のTMOもそうだし、赤泊の振興公社もそうだし、こんなのも同じように出捐金を持っているわけだ。前回の総務文教常任委員会でも私言ったけれども、合併した市町村は旧町村単位にいろいろな出資や出捐団体持っているから、これを整理するというのが、総務省も言っているし、これを皮切りにやっていくということに理解していいのかということを知っているのです。

○議長（根岸勇雄君） 本間行政改革課長。

○行政改革課長（本間 聡君） 今回の部分も含めまして、今後出資団体の持ち株につきましては鋭意精査していきたいと考えております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第26号についての質疑を終結いたします。

議案第27号 財産の無償譲渡について（八幡集落センター敷地）の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第27号についての質疑を終結いたします。

議案第28号 市道路線の変更についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第28号についての質疑を終結いたします。

議案第29号 佐渡市辺地総合整備計画（平成28年度～平成30年度）の策定についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第29号についての質疑を終結いたします。

議案第30号 佐渡市過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の策定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第30号についての質疑を終結いたします。

議案第31号 平成27年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）についての質疑に入ります。

本案の質疑は歳入歳出別とし、歳出についてはさらに複数の款に分けて行います。

それでは、議案第31号の歳入に関する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第31号の歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、議案第31号の歳出に関する質疑に入ります。

1 款議会費及び2 款総務費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

1 款議会費及び2 款総務費についての質疑を終結いたします。

次に、3 款民生費及び4 款衛生費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

3 款民生費及び4 款衛生費についての質疑を終結いたします。

次に、5 款労働費及び6 款農林水産業費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

5 款労働費及び6 款農林水産業費についての質疑を終結いたします。

次に、7 款商工費及び8 款土木費についての質疑を許します。

中川直美君。

○8 番（中川直美君） 議員全員協議会で聞いているからといって放っておくわけにはいかないのだから聞くのですが、商工費です。

施政方針のところでも市長は言っているのですが、データを活用した佐渡版のDMOということで9,400万円、額としてかなりの額なわけです。いわゆる調査分析、観光、分析をして対応するための分析なのだけれども、9,400万円だから、対応というのはもっともっと大きくなるのだろうと思うのだけれども、これはどの程度の範疇まで生かせる中身になるのですか。つまり農工商連携だとかいろんなことも言っていますし、産業も含めて言っているのだけれども、そういう意味でちょっとお尋ねしておきたい。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

大橋観光振興課長。

○観光振興課長（大橋幸喜君） 佐渡版DMOにつきましては、この後、今までは観光関係者のみの対応だったのですけれども、それ以外の1次産業、2次産業、あらゆる産業、それから地域、スポーツ、芸能といった、そういったところの関係者を巻き込んでデータ分析等、それから今後のマーケティング戦略等を検討していくということで、かなり広い範囲での関係者への効果というものを考えております。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8 番（中川直美君） 後々のために確認なのですが、一番下に佐渡観光データベース構築補助金なんていうものがあるわけなのだけれども、以前佐渡観光協会のホームページと佐渡市と一緒にするみたいな話もあったのだけれども、こういったものを共有しながら、佐渡観光協会だけではなくて企業やいろいろ、商売

も含めて利用できるデータとして分析してやっていけるものをつくるという理解でいいですか。

○議長（根岸勇雄君） 大橋観光振興課長。

○観光振興課長（大橋幸喜君） 広い分野で活用できるようなデータというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 土木費の187ページにあります道の駅管理事業についてですが、これは5年間一括で契約をするものだったのでしょうか。そうすると、今回切りかえて新年度からまた……

○議長（根岸勇雄君） 荒井さん、今は平成27年度の補正予算に対する質疑ですので。

○2番（荒井真理君） 失礼いたしました。

○議長（根岸勇雄君） この後にしてください。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

7款商工費及び8款土木費についての質疑を終結いたします。

次に、9款消費費から12款公債費までについての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

9款消費費から12款公債費までについての質疑を終結いたします。

以上で議案第31号 平成27年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）についての質疑を終結いたします。

議案第32号 平成27年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第32号についての質疑を終結いたします。

議案第33号 平成27年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第33号についての質疑を終結いたします。

議案第34号 平成27年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第34号についての質疑を終結いたします。

議案第35号 平成27年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第35号についての質疑を終結いたします。

議案第36号 平成27年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第36号についての質疑を終結いたします。

議案第37号 平成27年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第37号についての質疑を終結いたします。

議案第38号 平成27年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。  
金田淳一君。

○10番（金田淳一君） 質問いたします。

議員全員協議会のときにいただいた資料によりますと、人員不足に伴う稼働率減少によるサービス収入の減額ということが理由になっています。いろいろ調べましたけれども、ことが最終予算で3億8,000万円ほど、昨年が決算で見ると4億1,000万円、その前の年が4億4,000万円というふうに毎年毎年このサービス収入が減少しております。それがゆえに、一般会計からの繰入れをして何とか会計を保っておりますけれども、この傾向は来年度以降も続くのか、これは原因の根本的なものは単なる人員不足なのかについてを伺います。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） ご説明いたします。

人員不足ということで、特にすこやか両津の場合看護師の不足が顕著でございます。平成26年度に正規の看護職員が2名退職いたしました。これの正規補充ができないこと、それと臨時職員を募集しております。臨時職員の募集も、日勤はいいのですけれども、夜勤がだめとかというような理由がございまして、なかなか一日勤務をしていただける、パートの方しか見つからないというようなこともございます。この後我々それではいけないということで、いろいろ対策をとるつもりでおります。特に看護職員の不足につきましては、この後総務課等とも今協議をしておりますけれども、病院部局と同じように随時採用ができないか、そういうことも含めて検討していきたいと思っておりますので、人員不足なるべく解消したいということも我々思っております。

○議長（根岸勇雄君） 金田淳一君。

○10番（金田淳一君） 私たちが心配するのは、一般会計からの繰入れが毎年毎年ふえていっているのです。このまんまサービスの収入が減っていて、かつ市から持ち出しが大きくなるということは財政的に負担になりますし、このことは委員会でやりますけれども、今後のことについて精査をしていただきたいと思います。

ます。

○議長（根岸勇雄君） 後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） ご説明いたします。

精査をしてみたいと思っております。

それから、現在の入所定員80人でございますが、そのあたりについてもどのようなところでやれるのか、あるいは今後両津病院との兼ね合いもございますけれども、それについても含めて検討をしていきたいと考えています。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第38号についての質疑を終結いたします。

議案第39号 平成27年度佐渡市二宮財産区特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第39号についての質疑を終結いたします。

議案第40号 平成27年度佐渡市新畑野財産区特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第40号についての質疑を終結いたします。

議案第41号 平成27年度佐渡市真野財産区特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第41号についての質疑を終結いたします。

議案第42号 平成27年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第42号についての質疑を終結いたします。

議案第43号 平成27年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第43号についての質疑を終結いたします。

ここで10分間休憩します。

午後 2時26分 休憩

---

午後 2時35分 再開

○議長（根岸勇雄君） 再開します。

議案第44号 平成28年度佐渡市一般会計予算についての質疑に入ります。

本案の質疑は歳入歳出別とし、歳出についてはおおむね款ごとに分けて行います。

それでは、議案第44号の歳入に関する質疑を許します。

猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 平成27年度の補正で227億円ある地方交付税が2億円減額して200億円というふうに本年度予算になっておりますが、これをどのように見てこうしたのかというのが第1点。

第2点目は、これを先言えばよかったのですが、一番上の市税、6,000万円減ってきたと。これは人口が減っているわけですから、当然市税が減っていくということは理解できますが、これはここ数年来の市税のあり方から見て妥当な数字なのか、あるいは平成29年度以降はさらにこの数が減っていくと見ているのか、それについて財務課長の説明を求めます。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

池野財務課長。

○財務課長（池野良夫君） ご説明いたします。

普通交付税の関係ですが、普通交付税の算定につきましては、今合併団体の財政需要が変わってきたということで国のほうで普通交付税の見直しをしております。その見直しについて交付税が復活する分と、それと一本算定と合併算定替との差を縮めていくというプラスとマイナスの部分がありまして、その部分が来年どういふふうな動きになるかということをもとに算定いたしました。それと、平成28年度につきましては、平成27年度に行った国勢調査の人口が出ますので、それによってどのくらいの影響額が出るかということも算定いたしました。それとあと、ほかの影響、臨時費目というのがございまして、そういうのもちょっと減額の要素がありまして、そういうのを勘案して今年度については対前年度よりもマイナス2億円減するだろうという見通しで計算いたしました。

以上です。

〔「市税は」と呼ぶ者あり〕

○財務課長（池野良夫君） 市税の関係は、税務課長にお願いしたいのですが。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

川上税務課長。

○税務課長（川上達也君） ご説明いたします。

平成28年度の市税の予算額でございますけれども、前年度と比べまして約6,100万円の減としております。その主な要因といたしましては、個人市民税で約3,600万円、それから法人市民税で約2,400万円の減が主な要因でございますけれども、個人市民税につきましては、個人の課税額の平均は約7万8,000円ほどです。これにつきましては、過去の数年の傾向を見ても余り変わってございません。要因といたしまし



ては、やはり人口減少に伴います納税義務者数の減、これが一番大きな要因かというふうに考えております。

それから、法人市民税の減につきましては、平成26年度の税制改正で法人税割、これ国の法人税に税率を掛けていただくものなのですけれども、この法人税割の税率が引き下げました。平成26年10月1日以降に事業を開始する法人から下がります。その影響が平成28年度の課税に最初に出てくることになります。そういった関係で、その分を見込んでの減としております。

なお、この税率を引き下げられた分につきましては、県の法人住民税と合わせまして4.4%ほど税率が下がるわけなのですけれども、その分は国税のほうで地方法人税というのを新たに昨年度からつくりまして、その全部の収入は地方交付税の原資とするということで、交付税の不交付団体、例えば東京にある企業が納めた地方法人税については当然交付税措置します交付税の原資になりますので、その分が不交付団体以外の交付税交付団体に回ってくるということで、税源の遍在性を解消するというので、地方に配分するというので一応補填されるということにはなっております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 財務課長、今の税務課長の説明によると、不交付団体の金が交付税のほうに回っていくとすれば、平成27年度から2億円も減らすという試算をしなくてもいいのではないかというふうに、委員会で詳しくお聞きしますが、それからあなたの今の説明ではいろんなことを勘案しと言うけれども、どういうふうに勘案して2億円低くなるのかというのが非常にわかりにくいだけでも、一口で市民にわかりやすい説明というものはできないのかどうか、その辺をもう一度説明願います。

○議長（根岸勇雄君） 池野財務課長。

○財務課長（池野良夫君） ご説明いたします。

簡単に言うと、交付税でふえる部分と減る部分がありまして、それを差し引きして対前年で2億円落ちるだろうということで計上しました。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 歳入にかかわって、今とかかわるところですが、4点お尋ねをしたいと思います。

例えばこれきょうの新潟日報です。今年度予算でこのように語っているのです。全国的に予算が厳しくなっていると、依存するのではなく、あるものを生かしていきたいということなのだけれども、これはどういうことを指しているのかお尋ねをしたいと思いますの1点。

2点目は、基準財政需要額の中で、離島の割り増しすると言っていますよね。これが昔で言う内簡。今年度地方財政計画の内簡の中で、例えば基準財政需要額については合併による段階補正の部分で、支所に要するに経費、消防費、清掃費及び離島の割り増し経費については引き続き段階的ということで離島が入っている。もう一つ、例えば保健福祉等にかかわる離島の割り増しの見直しというのも入っているわけだ。これはどのようになるとあなた方は見ているのか。これは12月の時点で出た昔で言う内簡、今で言う予算編成に当たっての留意点がかかれていたものなのだから。それが2点目。

3点目、これ地方六団体でも問題になっているのだけれども、地方交付税の問題がトップランナー方式

になるでしょう。23業務が16業務を対象として今年度からやると言っているのだが、この影響はどのように出てくるのか。

4点目、全体を総じて言うと交付税、一言で言えば国の地方財政計画では0.3%の減で、一番最初の質問にかかわるのだけれども、国はしっかり予算確保したと言っているのだけれども、見通しはどう見ているのかと。

この4点。財政厳しいというのだが、これ何のことを言っているのか。

○議長（根岸勇雄君） 池野財務課長。

○財務課長（池野良夫君） ご説明いたします。

1番目の財政厳しいということについては、きょうの新潟日報ですか、今後人口も減って税収も減って厳しくなるということだと思います。

それで、2番目の離島が減ることなのですが、それをどのくらい影響額があるかということなのですが、それについては今のところはっきりしたものは説明はちょっとできません。

3番目のトップランナー方式については、佐渡市の場合はそういう施設の維持管理業者で競争して、そういう業者がたくさんいるのかということがありまして、そういう都会みたいな大きな会社で低コストで維持管理をしてくれるような会社がいるかどうかということもありますけれども、そういうことがありまして、佐渡市については特にそういうのは影響がないのかなというふうに見ております。

4番目……4番目、何でしたか。

〔「全体として交付税どう見ている」と呼ぶ者あり〕

○財務課長（池野良夫君） 全体としての交付税なのですが、全体像としては去年の6月末に骨太の方針が出ているように、地方の一般財源は2018年度まで確保すると、2015年度並みに確保するというふうになっていますので、それなりの確保をしていただけるというふうには、交付税もそれなりにということで思っております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 何できょうの新聞のやつをこれ取り上げたかということ、私朝ぱっと読んで一番目にさわったのはここなのです。あまり私好きではないですが、安倍政権も含めて今までは地方創生の助走期間だと、今年度からは本格的に走るのだと。いわゆる地方創生元年なわけだ。何か全国的に予算が厳しくなっているということと本当に厳しいのだと思ってしまうのだけれども、今財務課長も言ったけれども、リーマンショック以降疲弊した地域に対する交付税、財政措置というのは地方財政計画の中ではほぼ前年並みを確保しているのです。だからといって、私地方自治体あるいは佐渡市が楽で楽でしょうがないなどと言うつもりありませんが、厳しい中であっても一息つけるという状況があって、厳しいから何もやらないというのではなくて、私はそれだけの覚悟をしているし、地方財政についての留意事項の中読んでみてもわかるけれども、消費が低迷しているので、ローカルアベノミクスしっかりやらなければならぬから、しっかりやれよということを言われていて、それなりの予算配置しているというのが状況でしょう。だから、以前の国が、小泉構造改革ではないけれども、財政絞ったときとは違って、リーマンショック以降の疲弊した経済や地域に対するものは私しっかり確保されていると。確かに厳しくないと言っている

のではないよ。だけれども、住民の要望に応えられる、先ほどの段階見直しも含めて言えば、やっぱり住民の衛生費の問題とかに対応できる中身は私あるのだと思うのですが、そういう理解でいいのではないかということを確認をしておきたい。

それともう一つは、トップランナー方式の問題は、これそうすると今の答弁だと全く問題ないということなのだけれども、影響ないという理解でいいですか。

○議長（根岸勇雄君） 池野財務課長。

○財務課長（池野良夫君） ご説明いたします。

最初の質問につきましては、国のほうもしっかりそういう地方の財源を確保していただいているというふうに理解しております。2番目のトップランナー方式につきましては、全く問題ないということではなくて、こういう競争力のない地域についてはそういう影響が少ないのではないかというふうに見ております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 金田淳一君。

○10番（金田淳一君） どうもすっきりしないので、もう一回質問しますけれども、今年度の交付税が200億円で予算化されています。昨年より2億円減です。先ほどの補正予算の中で、当初予算は202億円でしたが、結果的に最終の補正予算で見ると227億円入ってきているわけです。今年度の平成28年度について先ほど説明があったように人口が減ったとかいろんな補正が変わって減るのかなという質問だったと思うのですが、この200億円というのがマックスとして見ているのか、あるいはこの後まだ、予想しているのですけれども、今回は予算化をしていないのかと、その辺のところがよくわからないのですが、説明をお願いします。

○議長（根岸勇雄君） 池野財務課長。

○財務課長（池野良夫君） ご説明いたします。

当初に計上しましたのは、交付税全てではなくて、今後の災害とか、そういうのがもし出た場合に対応できるように保留財源は持っております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 金田淳一君。

○10番（金田淳一君） ですから、皆さんが質問をしているのは、その留保的に考えているのがどの程度なのかなということを知っているのが皆さん率直な質問だと思うのですが、答えられませんか。

○議長（根岸勇雄君） 池野財務課長。

○財務課長（池野良夫君） ご説明いたします。

約13億円ぐらい見ております。

○議長（根岸勇雄君） 竹内道廣君。

○21番（竹内道廣君） では、財務課長にも聞か、全国で、6万自治で200億円もの交付税をいただいている自治体は全国にないのだ。断トツなのだ。どうして佐渡市だけこんな高額な交付税をもらえらと思うの。何があってもらえらと思うの。この基本的なこと。

○議長（根岸勇雄君） 池野財務課長。

○財務課長（池野良夫君） ご説明いたします。

例えば6万ぐらいの人口で200億円以上の交付税もらっているというのは、私どもいろいろ見ましたけれども、ちょっとない。佐渡がどうしてもらえるのかということなのですが、それはやっぱり離島というところが一番大きい原因だというふうに私は思っております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 竹内道廣君。

○21番（竹内道廣君） とんでもない間違いをしておるのだ。10カ町村が合併するとき、それぞれの自治体がもらっていた交付税は10年間保証しますよという金額が200億円なのです。10カ町村がそれぞれがもらっていた交付税の合計額が200億円。だから、10年間保証するという約束をしたのだ。10年後は保証するという約束していないのだ。段階的に下げますよと。今こういう状況が続いておる要素は何かというと、総務省が全く手ばかりをしておる。全く調査をしていない、動向を。それからまた、よその自治体も誰も文句を言わない。普通は類似団体横並びだから、何で佐渡市があんな予算を組んで、私らがこんな予算を組めないと、おかしいではないかと言われるのだ。誰も指摘をしないから、これがぬくぬくと通っておるのだ。

もう一つは、アベノミクスというこの何だかわけのわからぬやつがどんどん、どんどん予算を上げてくる。上げていくから、どんどんその分交付税に合わせて特別交付税を出していく。だから、どんどん、どんどん潤沢になっていくのです。その分全部借金に残るのです。もう1,100兆円超えておるのです。世界に例がないのだ、こんな借金しておる国は。こういうことがまかり通っておるのです。政権が変わってまともな人がなったり、正直な人がなったりすれば、たちまちこんなのは崩壊します。こんなばかげた大ばくちをやっておるところなんかないのです。だから、私らもこんなぬくぬくと200億円も交付税もらっておる団体がこんなやり方をしておったら大変なことになるのです。そのことを踏まえて考えないとだめです。私らが本来もらえるような正当性の額からいえば、こんな金額ではない。120億円ぐらいが妥当かな、せいぜい。これを200億円もらっておるのだ。こんなばかげた、そしてこれ何にも生かし切れない。いつ切れるかわからないのです、これ。そのことを覚悟して財政運営をしないと、普通は私が隣の村上の自治体の長だったら、条件がほとんど同じ、面積も大体同じ、人口も大体同じ、合併の吸収の数は、向こうが6つ程度か、ちょっと違うけれども、何で佐渡市はこんな予算を毎年毎年組むのと。私どもがなぜこれだけは組めないか文句言います、普通。間抜けばかりおるから、何もごたごた言わない。だから、これがまかり通っておるだけなのです。もうちょっと緊張を持ってやっぱり予算措置をしないと、私必ず大変なことになると思う。借金は返さなければならぬのだ。1,100兆円も借金つくって、こうやって平気でおるのだ。この現実をよく見きわめてください。答弁いいです。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第44号の歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、議案第44号の歳出に関する質疑に入ります。

1款議会費及び2款総務費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 総務費について、メニューが多いので、ちょっとわかりやすく説明をしてもらいたいと思うのですが、59ページの運行費補助金2億1,500万円、これは島内のやつだと思うのですけれども、それが1点。

それから、61ページ海上輸送費支援事業7,441万5,000円、これについての内容、内訳。

それから、67ページの地域の活力再生事業、この6,387万8,000円の臨時職員賃金というのは地域おこし協力隊のことかどうなのか。いやに金額が大きい。

それから、69ページの空港対策事業447万円、もう空港対策は何にもしないという予算なのか。全く予算がついていない。

それから、79ページ、地域自主組織支援事業2,000万円、これちょっと具体的な説明を求めます。

以上。

○議長（根岸勇雄君） 渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） ご説明いたします。

まず、運行費補助金、生活交通確保対策事業の2億1,500万円でございますが、これは島内の路線バス廃止路線代替バスの運行費補助金でございます。14路線の補助金を見込んでおります。

それから、空港対策事業につきまして、予算がなくて何もしないのかというご質問でございますが、離島航空路線、佐渡・新潟便の再開につきましては、現在まだ基本合意等至っておりませんので、運行計画等の方向性が見えた段階で、その段階で補正対応をしていきたいと考えております。

また、2,000メートル化についての拡張整備事業については、現在のところ地権者の交渉を今やっておりますが、市としての予算化については今計上しておりません。

○議長（根岸勇雄君） 加藤地域振興課長。

○地域振興課長（加藤留美子君） 67ページの地域の活力再生事業の臨時職員の賃金についてご説明申し上げます。

臨時職員の賃金3,813万円は、地域おこし協力隊の賃金でございます。地域おこし協力隊18名分の賃金ということで今回計上させていただきました。

続きまして、79ページの地域自主組織支援事業でございます。地域自主組織支援事業につきましては、今年度各地区で地域住民が主体となり、地域活性化について検討いただき、計画提案いただいたものについて来年度それを実践に移していただくための補助制度を検討しております。内訳といたしまして、ソフト事業について上限で200万円、ハード整備につきましては上限で1,000万円の補助を考えているものでございます。

○議長（根岸勇雄君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 今の地域振興課長の話を聞くと、何か前の佐渡おこしチャレンジ事業のような感じがするのですが、何団体ぐらいの要望が出ておって上限200万円掛ける10にしてあるのか。

それから、交通政策課長、泉田知事がやっている間は空港に着手をしないというか、何にもしないのだろうと思うけれども、先ほど財務課長が言ったように離島であることについて国が重く見ているとすれば、こんな予算でほかに山ほどメニューをつくって予算を持っているのに、こんな予算なのは議会費と空港対

策費だけだ。きょうの新潟日報を見ていると、議会費なんていうのは0.0何%でその他に入っているぐらいだし、この空港対策事業も本来であればもっと予算化して何らかの形で、世界遺産に間に合わないにしても何か工夫しなければならぬではないの。全くもう空港はやめましたという予算だというふうにしかり理解ができない予算だ。一体これは今の説明だけでは市民は納得しないと思うけれども、見通しが立たなくて、泉田さんがやめるまでは何にもしないという予算なのかどうなのか、もう一度説明願いたい。

○議長（根岸勇雄君） 加藤地域振興課長。

○地域振興課長（加藤留美子君） ご説明申し上げます。

地域活性化計画を作成いただき提案いただいているものは、金額が入った団体が5団体、そのほかに計画案として、数値まで上げてございせんが、計画段階のものが3団体ございせん。

○議長（根岸勇雄君） 渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） 空港対策事業についてですが、先ほども申し上げましたとおり、佐渡・新潟便につきましてはまだ基本合意に至っておりませんので、基本方向が固まった段階で予算措置をお願いしたいというふうに考えております。現在県と一緒に航空会社の折衝をやっているところでございせん。

それから、今回の空港対策については、それほど大きな規模の予算を上げておりせんが、知事云々ではなくて、私どもとしては2,000メートル化必要だということで今地権者の方々にもいろいろお話をさせていただいております。県に対してもいろんな要望をしておりまして、まずは同意をいただいて、その先としましては各種調査、需要予測等の調査が出てまいります、これは県の仕事でありますので、県のほうに予算をお願いするというので、昨年も県議会のほうにもお願いしておりますし、これからもお願いをしていきたいというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 3点ほどお尋ねをいたします。

1つは、企画費だったと思うのですが、外部人材の活用で、戦略官、以前やっていたのがこれどこかにのっているのか、のっていないのか、やめたのか、やめないのか、その辺もうちょっとお教え願いたい。

○議長（根岸勇雄君） 中川議員、ページを言って質疑してくれますか。

○8番（中川直美君） 企画費です。57ページだったと思うのです。のっていないものですから。57ページ。昨年度までは企画費で外部人材の戦略官の費用がのっていたと思います。新年度予算ですから、政策全般について聞きます。それが1つです。

もう一つは、先ほど質疑ありました79ページの地域自主組織支援事業の関係です。2,000万円ですから、旧10カ市町村あるのだらうと思います。そうすると、単純に言えば200万円ですよね。これはどのような実施要綱、補助金交付要綱がどういう形になるのかお尋ねをいたしたい。私も前から言っているように、地域の自主組織ということで市が認定した自主組織がある、その人たちがやることについて、やることは悪いことではないのですよ、だけれども法的ルールにやっぱり基づく必要があると。これは長野の小さな村ですけれども、そこは5人ずつの会があって、6,000人ぐらいのところだけれども、それがみんなまちのあり方を考えているのだそうです。それで、いろんなのをやってというのもあるのだけれども、法的に見てどうなのか。当然自主組織ということは、自主組織っていっぱいあるのです。あなた方が認めたその団体というのだけなのか、どういう補助の形になるのか教えていただきたい。

この自主組織との関連では、今年度の地方財政の計画の中で重点分野というのがあるでしょう。3つの重点分野があって、高齢者の生活支援等地域の暮らしを支える仕組みづくりの推進というのが明確に挙がっているのです。その中で、地域住民が主体となって地域の課題解決のための持続的な取り組みの確立ということがうたわれているのだけれども、このことがこれと関連しているのだと思うのだけれども、今年度予算だから、どのように関連をしているのか。ちなみに、この自主組織については所要の経費について地方交付税措置を講ずることとしていると、こうなっているのだけれども、幾らぐらい来るのか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

小林総合政策課長。

○総合政策課長（小林泰英君） ご説明いたします。

戦略官のご質問がございました。来年度は募集しない予定でおりますので、予算計上しておりません。

○議長（根岸勇雄君） 加藤地域振興課長。

○地域振興課長（加藤留美子君） ご説明申し上げます。

地域の自主組織につきましては、事業の計画を4月に各地区のほうから提案いただきまして、審査会を開いて補助を決定していきたいと考えております。補助交付団体といたしまして、現在活動されています地域の自主組織、あと地域づくり団体等を対象として考えております。補助率につきましては、先ほど申し上げましたように、ソフト事業は上限200万円、ハード事業については上限1,000万円の10分の7の割合で補助をしていきたいというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） そうすると、今の関係ですが、地域の自主組織、あなた方が認めた自主組織があるのは知っていますが、それ以外の方々も手を挙げて、こういったことをやりたいということになれば対象になるという理解でいいのかと。

それともう一つは、国の地方財政計画の中で言っている地域の暮らしを支える仕組みづくりの関連とは生かされていないのか。何言いたいかということ、小さな拠点みたいな話なのです。国がちょっとイメージしているのは、財政措置もやると言っているのです。福祉の関連も強いだけれども。だけれども、先ほど読み上げたように地域の課題解決のための持続的な取り組みの体制確立と、こういうことを国自体が明確にうたっているわけだ。この2つ。

1つは、さっき言ったどんな団体でも手を挙げて応募することができるのかということが1つ、もう一つは国の地方財政計画との関係にうたわれているその地域を支える、これ重点課題と課題解決のためとなっている、との関連はどうなのか。これ2つ。

それともう一点ですが、これはざっくり、世界遺産の関連ですが、誰も言わないのだけれども、来年度本当に大変な年だと思うのだけれども、これだけの予算で十分なのかということをお尋ねしておきたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 加藤地域振興課長。

○地域振興課長（加藤留美子君） ご説明申し上げます。

補助対象団体といたしましては、地区内に住む住民が自ら活動する団体を対象として考えております。そのほかに先ほど議員がおっしゃられました国が示した部分につきましては、今回の提案計画の中にはご

ざいませんでした。あくまでも地域住民の方からご提案いただいた中で、その中で地域の活性化に資する事業ということで審査会のほうで決定していただくということで考えております。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

安藤世界遺産推進課長。

○世界遺産推進課長（安藤信義君） ご説明をいたします。

平成27年度予算に比べて平成28年度は700万円ほど落ちておりますけれども、市の予算ではあります、一応文化庁、県等々と相談しながら、平成28年度をどういうふうにするかというような計画のもとに立てている事業でございますので、予算が減ったからといってやる気がないわけではございません。これで十分です。

○議長（根岸勇雄君） 中村良夫君。

○14番（中村良夫君） ページは79ページの積立金。財務課かな、財政調整基金積立金1億6,189万9,000円と、こう書かれていますが、ではこの基金積立金、合計金額を教えてください。

○議長（根岸勇雄君） 池野財務課長。

○財務課長（池野良夫君） ご説明いたします。

財政調整基金の残高につきましては、平成27年度末の見込みとして約83億9,100万円で、平成28年度の年度末の残高見込みにつきましては66億300万円を見込んでおります。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 中村良夫君。

○14番（中村良夫君） 質疑ではないのですけれども、よく市民や地域の皆さんがあれやってくれ、これやってくれと地域で要望があるのですけれども、意外と佐渡市というのは貯金持っているなというふうに感じました。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

1 款議会費及び2 款総務費についての質疑を終結いたします。

次に、3 款民生費についての質疑を許します。

中川直美君。

○8 番（中川直美君） 先にページ数でいうと民生費なのですが、全て。先ほどの関連も含めて2つです。

1つは、新たな財政支援措置として地域医療介護総合確保基金というのができたでしょう。その活用がうたわれているのだけれども、これはどこでどのように活用されているのか教えてください。何言いたいかというと、先ほどの質疑からもやっているのだけれども、来年から介護保険やそんなものが本当に大変になるから、今年度は本当に準備をしなければならない、真剣に準備をしなければならない年なのです。だから、こういった基金も活用してやっているはずだと思うのですが、どうなのか。

それともう一つは、先ほど地域自主組織のところでも聞きました、高齢者の生活支援等も入っていて交付税措置があるものです。これやれば交付税措置あるのだから、やらないと交付税をどこかに使ってしまう



ということになるのだ。これは民生費の関係なのか、社会福祉の関係なのかわからぬけれども、当然使っていると思うのだけれども、どこに生かされているのですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

後藤高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（後藤友二君） ご説明いたします。

地域医療介護確保基金でございますが、県で積み立てになっております。具体的には、医療部分についてはちょっと私承知しておりませんけれども、介護部分については今後県の計画に基づいておりてくるものと考えております。この今の新年度予算等も含めておりてくるものと考えております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） だから、国が重点課題として3つ出しているのです。言いましょうか。自治体情報システム、これはマイナンバーの関係です。もう一つは、高齢者にはさっき言った地域を支える仕組みづくり。これ2つ。3つ目が森林吸収資源対策の推進。これ3つ挙げているでしょう。財務課長。その中で、重点課題対応分として、充填しているのだ、今年度。しかも、地方交付措置されているというのが一体どこに使われているかわからないというのは、つまり交付税措置されているけれども、ほかに使ってしまうという話になってしまうではないですか。ないのですか。なければならないでもいいですけども。

○議長（根岸勇雄君） 池野財務課長。

○財務課長（池野良夫君） ご説明いたします。

ちょっとわからないです。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 市長は、地方創生元年でみんなで一生懸命走ろうと言っているのです。財政厳しいというのだったら、こういったところも含めてやっぱり活用してやっていく。市長の足ばかり引っ張ってはいけません。

終わります。

○議長（根岸勇雄君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 109ページの温泉管理運営事業というの1億1,200万円もあるのだけれども、これはこんなに金使って、両津の場合はもう10年以上前に温泉やめていると、しかも直営ではなかったのだけれども、これはどこでどんなことをやっているのが1点。

運営費補助金1,360万円というのは、直営でやっておって補助金が要るのかどうなのか。これが2点目。

それから、温泉利用促進事業、温泉利用促進協賛事業交付金、温泉は入りたい人がおるから温泉事業をやっておるのに、さらに利用促進にこういうふうな金をつぎ込むというのは理解ができないのだけれども、この2点について。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

まず、温泉の管理運営事業の分でございますけれども、こちらについては相川の温泉、それからビュー

さわた、それから潟上、それから畑野等の温泉の事業にかかわる分ということになります。

なお、相川については直営、それからビューさわたについては指定管理ということになっていきますし、潟上、それから畑野等についてはこれ修繕等の部分がありますので、こちらの部分が入ってきます。

それから、温泉の利用促進事業の部分でございます。こちらについては、温泉の割引券の配布ということで、今回佐渡市の17事業を協賛事業といたしまして、その事業に参加された方等に対しまして温泉の割引券を交付するというものでございます。それに対する事業の補助ということで上がっております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 市民厚生常任委員会でこれちゃんと精査してもらいたいのですけれども、この運営費補助金というのが新穂の温泉と畑野の温泉に行くという理解でいいのか、どうなのか。

それから、相川温泉はもうやめて、あそこに世界遺産のガイダンス事業をやりたいというふうに12月議会から出ているのだけれども、その方針が決まっていないので一応ここへ予算を上げたのか、いずれにしても方針は決まらないのか、その辺は説明願いたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

温泉管理運営事業の運営費補助金、こちらについては議員おっしゃるとおりにそれぞれ潟上、それから畑野に対する補助金ということになっております。あと、相川の温泉の部分については、平成28年度まで直営ということにしておりますけれども、平成29年度以降については世界遺産の関連施設ということでガイダンス施設も考えられるということになっておりますので、そちらについてはガイダンス施設の方向性がはっきりした段階で決定していきたいというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

3款民生費についての質疑を終結いたします。

次に、4款衛生費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○8番（中川直美君） ページ数でいえば142、医療推進費です。平成28年度は、市町村には新公立病院ガイドライン、改革やるというふうになっているのだけれども、それはどこに予算を計上されていますか。何言いたいかというと、この前佐渡の医療のあるべき姿だか何だかということで報告を出した。今年度新公立病院改革プランを立てなければならぬわけだ。たしか来年度になると県が立てるということになっているのだと思うのだけれども、それはどこにありますか。

○議長（根岸勇雄君） 小路両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（小路 昭君） ご説明します。

公立病院改革プランにつきましては、病院サイドの予算措置になりますが、会議費等具体的な予算は今のところ予定しておりませんので、事業のほうは病院のほうで行っていきたいと思っております。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 私も書いたものでしかわからないのだけれども、前回の2007年のときの公立病院の改革ガイドラインにかわって新公立病院の改革プランを今年度策定と。それに先立って、だから先立ったのだから、実は私は不思議だったのだけれども、先立って病院のあり方、医療のあり方というのを出した。その場合、医療のあり方に基づいて改革プランを立てなければならないのだろうけれども、何を言いたいかというと、前のガイドラインもそうだったけれども、厳しい指標というか、見方があるわけだ。この前の方向性で本当にやっていけるのかというのは私疑問があるのだけれども、その辺は大丈夫ですか。

○議長（根岸勇雄君） 小路両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（小路 昭君） ご説明します。

新公立病院改革プランのガイドラインにつきましては、これから県のほうで医療構想が立てられます。そちらのほうとの整合性は求められております。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 議員全員協議会のときに言ったでしょう、私。あなた方何だかんだ言っても、この後国民健康保険の都道府県化も含めて県は病院とか、潰すと言うと失礼だけれども、抑制しようという力が絶対働くのだ。だけれども、あなた方はああいうのを出したが、大丈夫かと言ったら何て言いましたか。佐渡市の意見が通るように言っていきますという。今のあなたの答弁だと、県の決めたことに従いますでしょう。そうではないのです。ここは離島の医療ですから、地域医療が大事なのです。2次医療圏としても大事なのです。だからこそ、今回新公立病院改革プランにもやっぱりしっかり反映させていくという取り組みと構えが要るのではないですか。さっきの答弁全然違うのだけれども。

○議長（根岸勇雄君） 小路両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（小路 昭君） ご説明します。

今現在県の医療構想のほうはまとまっておりません。今般の佐渡市の医療構想、その中身をまとまる前に県のほうに意見を上げてその内容を組み込んでいただきたいとこれから要望するところです。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

4款衛生費についての質疑を終結いたします。

次に、5款労働費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

5款労働費についての質疑を終結いたします。

次に、6款農林水産業費についての質疑を許します。

猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 169ページのこの漁港の整備、これについての5億9,900万円、箇所の説明を求めたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

安達農林水産整備主幹。

○農林水産整備主幹（安達正博君） ご説明いたします。

漁港の整備につきましては、防災減災対策の機能強化事業と、あと施設の長寿命化の機能保全事業というものを行っております。それらの工事の箇所につきましては、機能強化事業につきましては和木漁港と大川漁港の2港です。機能保全事業につきましては、多田漁港と沢根漁港です。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 一応聞いておきます。

私の計算とちょっと合わないのですが、153ページ、上から6行か7行目、中山間地域等直接支払交付金8億四千九百何ぼありますが、該当面積を教えてくださいませんか。

155ページ、色彩選別機の補助金3,100万円、何台分ですか。

それから、ちょっと下へ下へがって佐渡版の所得補償事業の補助金7,044万9,000円、これ該当者数何人ですか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

坂田農林水産課長。

○農林水産課長（坂田和三君） ご説明いたします。

1点目の中山間地域の直接支払交付金でございます。これにつきましては、対象が通常部分4,736ヘクタールでございます。それから、平場の特認につきましては、2,630ヘクタールと予定しております。

次の色彩選別機につきましては、現在平成28年度は35台の導入を予定しております。

あと、優良経営体の育成支援でございますが、対象面積のほうが1,429ヘクタール予定しております。済みません、ちょっと今人数のほうが……

〔佐渡版所得。佐渡版戸別所得〕と呼ぶ者あり〕

○農林水産課長（坂田和三君） 60歳未満の所得補償の部分でよろしいでしょうか。それについては、平成27年度ベースでございますが、133名対象と考えてございます。

○議長（根岸勇雄君） 近藤和義君。

○23番（近藤和義君） この離島特認で中山間地域等直接支払交付金があるのですけれども、今の答弁ですと4,700ヘクタールが20分の1という意味ですか。それで、平場が2,600ヘクタールと言ったけれども、その面積逆ではないですか。

それと、35台色彩選別機を入れると言うけれども、これ割り返すと88万何ぼになるのだ。前回までは1台につき六十何万円だったのが20万円上がっているけれども、これはどういうことか。

それと、佐渡版所得補償133名、1,429ヘクタール。もう一度答えて。数字がかなり違いますか。

○議長（根岸勇雄君） 坂田農林水産課長。

○農林水産課長（坂田和三君） ご説明をいたします。

まず、色彩選別機でございますが、1台当たりおおよそ購入費用のほうを290万円で見えておまして、それに対する30%補助ということで、1台当たりで申し上げますと86万円程度ということになってございます。

あと、先ほど申し上げました中山間地域等直接支払いの対象面積については、先ほど申し上げた数字で

私今データを持っております。そこについては、再度確認をさせていただきたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 色彩選別機は、300万円の3割でこの予算計算しているでしょう。前回までの55台ぐらいは、200万円か250万円の3割で計算していたでしょう。それを何で300万円に上げたのか。

それと、圧倒的に佐渡特認、離島特認ですから、中山間地域等直接支払いは平場が多いのではないの。それをあなたは20分の1が4,700ヘクタールで、平場が2,600ヘクタールと言ったけれども、面積的には逆ではないの

それと、佐渡版の戸別所得補償制度は1,429ヘクタールという今答弁でしたが、その面積もう一回答えてみて。かなり違うと思う。

○議長（根岸勇雄君） 坂田農林水産課長。

○農林水産課長（坂田和三君） 色彩選別機につきましては、平成27年度の実績等々、そういったものも含めて数字のほうを積算をさせていただいております。特に別に要件を考えながらということではなく、実績を踏まえて今回そういう算定をさせていただいたということでございます。

あと、中山間地域等直接支払いの面積のほう、済みません、ちょっと私のデータがそういうデータでございまして、ここは再度確認をさせていただきたいと思います。申しわけございません。

あと、優良農地の優良経営体の育成支援のほうですが、済みません、これについても私持っているデータが1,240ヘクタールと、およそその数字でございます。これについても確認はいたしますが、私の今現在データがそういうデータでございます。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

6 款農林水産業費についての質疑を終結いたします。

次に、7 款商工費についての質疑を許します。

中川直美君。

○8 番（中川直美君） 施政方針でも起業だの地域産業などという話があるのだけれども、この後出てくる小規模企業の振興条例との関係では何か予算が盛られているのか。何言いたいかということ、条例はつくるのだけれども、つくっておくだけということなのか、あるいはアンテナ的なこんな感じなのだよという予算をどこかに計上してあるものなのか教えていただきたい。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

今回の条例を踏まえて、今回創業支援ネットワークということを今総合政策課と一緒にネットワークをつくっていきまして、創業・第二創業をするときに力添えできる今ネットワークを立ち上げております。我々今回の事業としましては、済みません、172ページにございます商工業者支援事業に創業・中小企業支援融資利子助成金というものがございます。これについては、創業、前にはマイナス金利というのを我々経済対策でやっておりますけれども、佐渡の場合はやはり今現状の企業が持続するのが難しい、また地方

創生の関係で創業・第二創業というものに力を入れたいという部分がありまして、我々が持っている地方産業育成資金貸付金、産業振興資金貸付金という事業、また県の補助金等の利子分に係る部分を助成していきたいと、そして今の新規創業、第二創業の手伝い、また企業の持続発展という部分の手伝いをできるような形で支援していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 観光のメニューがいっぱいことあって、どういう意味なのかわからぬのがたくさんあるのですが、まず179ページの受入環境整備事業、クルーズ船誘致の受入謝礼というのは初めて聞いたような気がするけれども、何隻来てどういう謝礼をするのか。

それから、タックスフリー支援事業というのも初めて聞いたような気がするが、これは事業者があれするのではないのかと思うのだけれども、わずかな感じで90万円だけれども、タックスフリーで自治体が支援するという意味はどういう意味なのか。

それから、貸切バス不足対策支援業務委託料、これも630万円、これはどういうことなのか。

それから、修学旅行集中時期分散対策支援業務委託料、難しい名前が長く続くけれども、修学旅行というのはみんなやる時期は学校が決めるのではないのかと思うのだけれども、これを分散させる対策支援事業というのはどういうことなのか。

以上。

○議長（根岸勇雄君） 大橋観光振興課長。

○観光振興課長（大橋幸喜君） ご説明いたします。

まず、クルーズ船誘致受入謝礼、これにつきましては受け入れの際に歓迎をするということで芸能等の披露ということで、そういったものの謝礼が入っておりますし、それから貸切バス不足対策支援業務委託料、これにつきましては修学旅行の6月を中心に島内の貸し切りバスが不足しますので、それを島外から持ってくる支援するための委託料です。

それから、修学旅行集中時期分散対策支援業務委託料ですけれども、これにつきましては先ほど言いましたように6月に集中しますので、その結果島内全域でバスが不足するというものですから、その不足が起きないように、例えば6月の修学旅行を9月あるいは10月に移動してもらうときのインセンティブということで予算化しておりまして、これは平成27年度の債務負担行為の予算でございます。

〔「タックスフリーが」と呼ぶ者あり〕

○観光振興課長（大橋幸喜君） はい、済みません。消費税免税店の促進ということで、免税店を導入するにはそれなりの機器が必要になりますので、その機器の導入の支援ということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） その修学旅行時期を分散するという事は佐渡市にとっていいことだけれども、学校が佐渡市に頼まれてそんな春先やる修学旅行を秋に持っていったり、本当にできるの。その辺は具体的な見通しが立ってそうしているの。受験とかいろんなことがあるだろうから、学校行事というのは年間で決まっておると思うのだけれども、本当にそういうことができる可能性があつてこの予算を上げているのかどうなのか、その1点だけ。

○議長（根岸勇雄君） 大橋観光振興課長。

○観光振興課長（大橋幸喜君） まず、根本的にバス不足を解消するために修学旅行を移してもらいたいということで、これは1年にはできないというふうに思っておりますので、我々平成27年、平成28年、平成29年の債務負担ということでやまして、実際に秋のほうの修学旅行もございますので、今そのあたりを学校のほうにお願いしているというような状況です。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 同じく179ページですが、大きく分けて2つあります。1つは、外国人旅行客誘致事業で国際交流員の報酬が730万円ほどありますが、これは何人の交流員なのかということと、それからその業務内容がどういうものなのかということ。

あわせて、その1つ下の項目で観光魅力情報発信事業の中に国際観光情報発信業務委託でこれ128万円あるのですが、これは国際交流員にはできない仕事なのかということ。これが1つ。

もう一つがアース・セレブレーションの補助金が1,800万円ありますが、このアース・セレブレーションはしばらくやらないのかなと、私もちまたのうわさレベルでしかわからないのですが、これは確実に来年度もやるということで補助をするのかということ。

○議長（根岸勇雄君） 大橋観光振興課長。

○観光振興課長（大橋幸喜君） まず、国際交流員の報酬ですけれども、これは2人分の報酬でございます。業務につきましては、島内での国際交流の促進、それから翻訳等の業務をされております。

それから、国際観光情報発信業務委託料、これにつきましてはインバウンド対応ということで海外向けの、海外のユーチューブ等を活用してF I Tの対策として考えているもので、これが国際交流員ではできない業務でございます。

それと、アース・セレブレーションにつきましては、これまでのような大規模な野外コンサートというものはありませんけれども、ミニコンサート等も含めてアース・セレブレーションというものはこの後も続けていくというものでございます。

○議長（根岸勇雄君） 近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 世界遺産のところで出なかったのですが、そのインバウンド対応の通訳の育成をするというのを総合政策監が新年度に力を入れて特区か何かでやりたいというのが予算計上されていないようだけれども、それ一番緊急で急ぐと思うのですが、ここの中にありますか。

○議長（根岸勇雄君） 大橋観光振興課長。

○観光振興課長（大橋幸喜君） 予算書の181ページの上から3行目の通訳案内士育成業務委託料、これが通訳案内士の養成の費用でございます。

○議長（根岸勇雄君） 近藤和義君。

○23番（近藤和義君） 529万円で何をするのか、ちょっと内容を教えてもらえますか。

○議長（根岸勇雄君） 大橋観光振興課長。

○観光振興課長（大橋幸喜君） これにつきましては、通常案内士ですと国家試験で必要資格を取ることになりますけれども、特区によりまして自治体独自の研修でその資格を付与できるというものがございまして、その研修の講師、それから資料、そういった作成の委託業務でございます。

- 議長（根岸勇雄君） 近藤和義君。
- 23番（近藤和義君） 外国人対応の何語の通訳を何人養成する529万円なの。
- 議長（根岸勇雄君） 大橋観光振興課長。
- 観光振興課長（大橋幸喜君） これは英語の対応ということで、今年度20人を養成したいというふうを考えています。
- 議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。  
7款商工費についての質疑を終結いたします。  
次に、8款土木費についての質疑を許します。  
荒井眞理さん。
- 2番（荒井眞理君） 予算書の187ページ、道の駅管理費です。これは、今まで5年間一まとまりで契約をしてきたと思いますが、これをまた改めて5年間始めるといふことなのかということと、そうすると450万円と今回計上されていますが、これが5年間ずっと同じ金額でいくのかということ。  
それから、12月議会でも指摘しましたが、今の道の駅には案内人がほとんどいない状態で、その案内人の費用もここまで込みで500万円であったと。今度その道の駅の場所も不適切であると。このあたりの改善はどうなるのでしょうか。
- 議長（根岸勇雄君） 説明を許します。  
清水建設課長。
- 建設課長（清水正人君） ご説明いたします。  
450万円につきましては、単年度の契約の部分でございます。また、前回の議会の中でも案内のことを指摘されたことですが、私どものほうで委託しているところに指摘を指導してきまして、今後その旨を改善するように指導しておるところでございます。  
あと、場所につきましては、市長答弁にもありましたように佐渡インフォメーションセンターのほうに向けて今国のほうと事前協議したり、関係機関と協議したりを進めて、順次着々と進めておるところでございます。
- 議長（根岸勇雄君） 佐藤孝君。
- 16番（佐藤 孝君） 所管外なので質問しますが、197ページ、ここの住環境整備支援事業、これについて今建築業界大変冷え込んでおりますので、この8,000万円ではなかなか足りないというふうに思いますけれども、これに対して具体的な要綱ができているのか、あとここに書いてあるように将来空き家となり得る可能のある住宅を未然に防ぐと、こういう目的ということになると、どういうところで、ひとり暮らしのところは全部これに該当するのか、高齢者のところしかだめなのか、その要綱できちっと決めてあるのかどうかをまずお聞きします。
- 議長（根岸勇雄君） 清水建設課長。
- 建設課長（清水正人君） ご説明いたします。  
要綱につきましては今もう策定中でありまして、細かい点を今法規系のほうと協議している段階です。



対象者につきましては、目的としましては既存の住環境の将来にわたって後世へ引き継ぐことにより空き家化の未然防止につなげる目的という考え方をしております。つきましては、我々考えているところによりますと、現在3世代住居をしている住宅や65歳以上の高齢者のみの集落については、上乗せ上限額を計上した中で対応していただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 佐藤孝君。

○16番（佐藤 孝君） あと1点は、これ恐らく、調査をして該当するかしないかを決めるということになると思うのですが、そういう組織は課内でやるのですか、それとも別にそういう組織をつくるのですか。言うておることわかりますか。要するに査定するわけでしょう、該当するかしないか。それは課内で決めるのか、それとも何かそういう組織をつくるのか。

○議長（根岸勇雄君） 清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） ご説明いたします。

あくまでも広報をいたしまして、申請書用紙の中にその旨を相手方からチェックを入れていただきまして、その中で我々のほうでその人が対象者かどうかということを確認した上で受理していくという形にします。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 金田淳一君。

○10番（金田淳一君） 関連して質問します。

昨日の国会の予算委員会でも3世代同居に対する支援ということで議論がありましたけれども、この3世代同居世帯についての云々というのはその関連があるのかということ、それから補助の増額とありますけれども、補助率の増額なのか、金額が増額なのか、その辺のところ、まだ要綱作成中ということでございますが、わかっていたらお示しいただけますか。

○議長（根岸勇雄君） 清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） ご説明いたします。

今平成27年度から国の示す住宅政策の中で住生活基本計画が作成されました。その中にうたわれている3世代という項目の中を含めて今回設定しておるものであります。

また、補助率の関係につきましてですが、今まで経済対策でやりましたように、補助率につきましては20%というふうに考えています。ただし、上限額につきましては、限度額になりますけれども、それにつきましては今までの経済対策の平均金額と思われる約30万円がありますので、基本上限額を30万円と設定して、その上に今3世代世帯とか高齢者住宅世帯というものに対して10万円ずつの上乗せをしていくという考え方をしております。

○議長（根岸勇雄君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 193ページの県営事業の負担金についての考え方を県の考え方がどうなのかということ建設課長に聞きたいのだけれども、旧両津地区だって河川整備事業、例えば中洲ができて流木を取ってくれという2級河川がたくさん要望が出ておったと思うし、驚いたのは急傾斜地崩壊防止対策事業、これは旧両津市のときは県会議員の一番の大きな仕事だったのがたった150万円しかない。あの永田町の

ところの砂防会館に田中事務所があったぐらい砂防については国は力を入れたはずなのに、なぜ新潟県はこうなのか。箇所数が多くて佐渡は少ないのか、それとも全体的に新潟県の考え方としてもう河川改修の整備とか、あるいは地すべりとか、急傾斜とかというものに力を入れなくなったのか、この負担金事業が少ないと思うけれども、その辺はどういうふうなことになっているか。

○議長（根岸勇雄君） 清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） ご説明いたします。

県営事業負担金につきましては、平成28年度においては大野川改修関連と長谷川改修関連に伴った金額を計上させていただいております。

あと、急傾斜地崩壊防止対策事業の負担金につきましては、この金額につきましては新潟県のほうと来年度の計画に合わせて計上しているものであります。

〔「だから、要望の割には箇所数が少ないではないかと、やる事業の数が。その辺は佐渡市はどう新潟県に要望していると。そこはどう考える」と呼ぶ者あり〕

○建設課長（清水正人君） 我々としましては、毎年県単要望ということで急傾斜崩壊地区に対して県のほうに要望しております。それに対して県が査定する中で、現地を確認した上で採択して、そこに対して我々が負担金を計上しておるものであります。

○議長（根岸勇雄君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 負担金をきちっと佐渡市がつけているということは理解するのだ。ただ、1月の地域要望だってどっさりこの急傾斜地、旧両津市はたくさんあるだろうが。各集落から出てきておるのに。それにしても、恐らくこれは県会議員が一生懸命力を入れて、県単事業だから、そして佐渡市がつけるといのに、だんだんこの急傾斜地崩壊防止対策事業、集落の要望があるにもかかわらずだ、少ないのではないの。

それから、河川事業も新潟県全体が地域が広過ぎてできないのかしれないけれども、もう県が管理する河川に中洲ができて流木がいっぱいになって困っているという河川が旧両津市内にもたくさんあるはずなのだけれども、そのことについて建設課長は県に対して要望しているのか、あるいは県はもうやらないというか、終息するつもりでこういうふうな県単事業が少なくなったのか、その辺はどう見ているの。

○議長（根岸勇雄君） 清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） ご説明します。

来年度の急傾斜地崩壊防止対策事業の今予定されているところにつきましては、達者地内が公共事業で予定されております。ただし、先ほども言いましたように我々も県単要望をしておりますので、実績によって我々はまた補正予算を組みながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

8 款土木費についての質疑を終結いたします。

次に、9 款消防費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

9 款消防費についての質疑を終結いたします。

次に、10 款教育費についての質疑を許します。

中川直美君。

○8 番（中川直美君） ページ数でいえば205ページ、教育委員会費、それと238ページの給食センター運営費、学校給食費にかかわってです。

1 つは、今回教育委員会費の中で会議録作成委託料というのに入っているのではないですか。去年までなかったから、今度から教育委員会の議事録をつくって公開するのだろうというふうに思うのだけれども、平成27年度から法改正がなされてやっているわけだから、それも含めてやるのだと思うのだ。これでいいのかということ。例えば議会と言うと200万円余りあるのだけれども、この程度で全部網羅することができるのかということです。つまり2年分だから、できるのかということが1つ。

それともう一つは、歳入のところで聞いてもよかったのだけれども、学校給食費の関係。あなた方は、不祥事関連で第三者検証委員会をやったときに、私的で集めているものを公会計にするとはいったのではないですか。これあなた方が言ったのだから。また、それは一体どこにどうなっているのだかということをお尋ねをしたい。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） ご説明いたします。

まず、議事録の件でございますけれども、実際法改正がなされているのは確かに平成27年度であります。その内容につきましては新教育長がかかった段階で公開という規定になっておりますけれども、それまではその規定はかかっておりません。それで、平成28年度以降の議事録につきましては、今現在その予算計上しております予算でやっていきたいと考えておりますが、過去の分も今鋭意作成中ということでご理解いただきたいと思います。

あと、給食費につきましては、公会計というお話もでございますけれども、今ちょっとその段階にはまだ来ていないということで、まだそれをちょっと研究中でございます。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8 番（中川直美君） 議事録の関係で言うと、改正法が適用になろうがならなからうが、やるのは当然なのだ、これは。改正法で言うと、政治介入があるから、なお透明性を高めるためにやれというだけの話で、なかったのがおかしいのです。認識今の答弁全く違うから。それが1つ。

それともう一つ、今学校給食費の公会計、私がやれと言ったのではないです。あなた方が不祥事関連を受けて私が聞いたら、はい、やりますと言ったのではないですか。それで、今聞けば検討中ですと。どうなっているのですか。あなた方は、あの不祥事関連、前段の不祥事だよ、後段の不祥事ではなくて前段の不祥事関連であなた方がやると言ったのではないですか。それで、ここに来たら検討中と。こんなばかな話どこにありますか。やれないのだったらやれない、私言ったでしょう。私はそうは思わない。公会計と私費の会計いろいろあるけれども、私費の部分も私は要るのだと思うのだけれどもと言ったら、や

りますとあなた方が言った。全く、舌の根も乾かぬうちというのはこういうことを言うのだけれども、教育委員会うそついてはいけないと思うのですが、いかがですか。

○議長（根岸勇雄君） 吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） ご説明いたします。

まず、公会計に移行に関しましてもかなりの費用ということが予想されます。したがって、ほかの自治体等の状況も勉強させていただきながら検討させていただきたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 全く答弁になっていないではないですか。あなた方がやると言ったのだ。しかも、不祥事の関連で言えば、金がかかろうが、例えば願のあの事件は見積もりがいいかげんだったからと、そんなものはちゃんと頼みませんかと言ったのに、そうしたらこの前の佐渡観光協会のホームページにどうのこうのあったけれども、あなた方が言ったのです。それで、今になってほかのものもありますからと。あのときにあなた方は言うと思ったのだ。学校給食については私費扱いでやらせてもらったほうが非常にやりやすくいいのだと。不正も何もありません、過去の平成20年の監査の報告も出ていますけれども、そう言わなければならぬのに、あなた方そう言ったから私は聞いているのだ、どこにあるのだかと。職員倫理や行動規範だと言うけれども、全く守られていないではないですか。そうではないですか。

○議長（根岸勇雄君） 児玉教育長。

○教育長（児玉勝巳君） 学校給食について公会計というようなことでの説明を以前の議会でしたわけですが、平成28年度にその予算を持っていくところまでは今いっていないということで、先ほど課長検討と言いましたが、研究、これからそういった方向に持っていくということでいろんなところを調べていく、研究していく段階であるというふうにご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 211ページの一番下にグローバル人材育成事業というのがあります。これは恐らく今回初めて計上したものだと思うのですが、こちらの概要の説明を見ますと目的が市内の中学生、高校生と外国人との交流活動推進、そして佐渡の魅力を情報発信するグローバルな人材を育成しますとなっている。このグローバル人材育成そのものは今の佐渡の必要に合っていると思うのですが、この対象を中学生、高校生とするところをもう少し、もっと本当は自分の勉強で余裕もない人ではなくて、一応学校も終わった20代、30代の若い人たちがむしろこういうものの対象になっていいのではないかなということ、なぜ学校教育課の管轄になるのかということと、もう一つは佐渡の魅力を情報発信するというのであれば、なおのことこれは学校教育課ではなくて地域振興課とか観光振興課のほうではないのかと思うのですが、これ学校教育課でどこまで責任持ってやるのですか。ちゃんと情報発信というところまでいくのでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） ご説明いたします。

まず、AFSの留学の関係と国際大学の留学生の受け入れの関係2つございませけれども、いずれも市長部局との連携は当然必要となってまいります。ことし計画しておる内容については、一般のいわゆる学

生さん以外の方ということについては、今は対象にした計画にはなってございません。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 今回初めてですから、これ初めの一步でやれば良いとは思いますが、中学生、高校生にそんな余裕がないと私は思うのです。まして学校教育にはこんな情報発信までやれなんて、余裕がないと思うのです。市長部局とももちろん連携するのでしょうか、学校教育課が本当にこれ責任持ってやるのですか。大丈夫なのですか。

○議長（根岸勇雄君） 小林総合政策課長。

○総合政策課長（小林泰英君） ご説明いたします。

先ほど学校教育課長のほうから連携をしてというお話がございましたが、実際実施する段階におきましては私どもの総合政策課のほうのスタッフと連携をした中で小中学生、高校生、この人材育成という中で外国人との交流、または大学、これも国際大学も来ていらっしゃる方々は皆さん、国際大学の場合ですと30代、40代の学生も来ていらっしゃいますので、そういう方々との交流を踏まえて語学を身につけること、また彼らが外国へ行くという事業もその中には含まれておりますので、そういうときに佐渡の情報を外国で報告して、その情報で佐渡に興味を持っていただくということもつないでおりますので、連携した事業は取り組もうというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

10款教育費についての質疑を終結いたします。

次に、11款災害復旧費から14款予備費までについての質疑を許します。質疑ありませんか。

竹内道廣君。

○21番（竹内道廣君） 公債費のところでは質問をしますが、利子は4億7,200万円ということだけれども、金利ゼロと言われておる時代に金利を取られておるのだ。政府自らマイナス金利だと言うておるときに、素直に金利を払っておっていいのですかと。そうすると、繰上償還をすとか、いろんな方法論でもっともっと軽減する余地があると思うのだ。民間企業から金借りて何とか1回、いろんな償還の仕方があると思うのだ。うちは基金200億円大体持っておるのだから。その辺からやってもこれ金利がマイナスだという時代に入っておって約束どおり4億7,000万円払うておるといのは、ちょっとおかしいと思いませんか。そうすると、何かの方法論が財務課はあるのだと思う。これ素直に払うのではなく国は、マイナス金利だと言うておるのだもの。そうすると、検討の仕方がこの中に余地があると思うのだよ、これ。この辺どう考えているの。

○議長（根岸勇雄君） 池野財務課長。

○財務課長（池野良夫君） ご説明いたします。

公債費の利子ですが、これについては今まで起債で発行した分に係る利子を払っておるのですが、マイナス金利が日本銀行が政策的に出しているのはことしの1月で、2月からその効力が発生しているということで、民間の金融機関が日本銀行にお金を預けるときにマイナス金利に発生するということでもあります。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○財務課長（池野良夫君） はい。今までも日本銀行が経済対策で量的緩和とか国債の買い入れしたりして利率が下がったりしたようなときについて、交付税措置でこちらの有利なものについては今までも借りかえを行っております。

○議長（根岸勇雄君） 竹内道廣君。

○21番（竹内道廣君） 当然こういう時代に入っておるのだから、これ検討するのでしょうか。黙っておれば取り放題です、今までどおり。約束どおり。交渉すれば、国自らがマイナス金利の時代に入っておると言うおるのだから、いかようにもなると思うのだ。うちは、だって今金融機関から借りたってうちの持つておる200億円の基金を担保にして借りれば、そんなものさらに金出てきます。一括返済もできるし。検討する必要がある、こんな時代だから。そのことだけは指摘しておきます。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

11款災害復旧費から14款予備費までについての質疑を終結いたします。

以上で議案第44号 平成28年度佐渡市一般会計予算についての質疑を終結いたします。

議案第45号 平成28年度佐渡市国民健康保険特別会計予算についての質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 2つ聞きます。

国民健康保険は、本算定がうちは6月ですから、6月のときに確定するのだと思うのですが、ただしこの3月のときはその方向性を示しているというふうに私ども議員としては受け取るわけであります。

そこで、お尋ねをしたいのですが、まず1つは歳入の基金の一般会計からの繰入れの問題です。去年は、一円足りとも一般会計、法定外繰入をしておりません。それまで過去3年間なのかな、しています。それを平均すると約8,000万円ぐらいだと私は思っているのですが、今年度はどうするつもりなのか。つまりさっきも言いましたが、実質賃金も下がり、景気も大変、観光も大変、自営業者も大変ということで、本当に悲鳴が上がっています。2月9日に厚生労働省の平成26年度の国民健康保険の速報値が出ました。ニュースにもなりました。その速報値見てみますと、過去にも紹介はしているのだけれども、平成26年度の速報値で言うと一般会計からの繰入れが3,783億円。これは、全体の歳入に占める2.6%なのです。これをざっくり平均でやると2億幾らになるのです。全国に1,700余りの保険者がいるのだけれども、平均すれば。こういう中であって、佐渡市は一円たりとも入れていないと。去年入れなかった。ことしもその国が示しているもので言うと県単位化に向けて支援金とかも確保されているようなので、支援もされているのだけれども、ただしそれだけではやっぱり加入者の負担の悲鳴に応えることができないと思うのだけれども、その辺はどのように考えているのかが1点。

もう一点は、ページ数で言うと出産育児一時金の関係です。地方創生、地方創生と言っているのだけれども、今1人当たり42万円でしょう。これも国民健康保険中央会が平成26年度の出産費用について正常分娩の場合も出しています。平均値で49万9,550円、中央値で48万9,290円なのです。全国平均で。地方創生絡みで自営業で、起業で、創業でございませうと言うのだったら、まず42万円ではなくて少なくとも安心し

て産めるように上げていくべきだと思うのですが、そういった方向は考えているのか、考えていないのか。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） 国民健康保険特別会計についてご説明いたします。

まず、1点目の一般会計からの繰入金でございますが、昨年度は一般会計からのいわゆる法定外繰入はいたしておりません。これは、特別会計の性質上本来入れるべきものではないと私は考えておりますので、今年度も法定外繰入をするつもりはございません。ただし、昨年度数年ぶりに黒字会計で基金に積み立てができました。また、この3月定例会におきましても補正予算で歳入を計上し、基金の積み立てを予定しておりますので、医療費の動向にもよりますが、国民健康保険税が大幅に引き上げになるような状況であれば、国民健康保険の財政調整基金を取り崩して税の抑制を図るという方向で考えたいと思います。

また、出産育児一時金につきましては、確かに42万円に上がってから相当年月値上げをしていないということで、実態は今議員が言われましたように49万円から50万円かかっているのは現状だと認識しておるところでございますが、その辺につきましては今まだどうするかということについては私のほうでは検討しておりません。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） これは市長に聞くから。今市民生活課長は、一般会計からの繰入は一切やるべきではないという。この後下水道行けば下水道だってやってはならぬという話になるのだけれども、そんなことを言い出せば。水道だって入れてはならぬということの会計の原則ではなるのだ。ただ、少なくとも今消費税が上がるよりも国民健康保険大変だという声上がっているのです。全国でさっき言ったように半数以上は入れている。平均で2億円。去年たまたま、議会にちょっと出していなかったのもあるのだけれども、支援金にだまされて平均値が下がったからいいということやってしまったけれども、私過去からも何度も言うのだ、自営もいろんなことも含めて言えば、人口増ということ言うのだったら、さっき言った出産費のことも含めてこれは思い切ってやっぱりやるべきだと思うので、市長はどう考えていますか。繰入れも含めて。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 基本的に一般会計からの繰入れというのは、これはあるべきではない、これは基本はそうであるというふうに考えております。ただ、今課長が説明をしたとおりでありまして、まだ実態が見えておりません。そのときにその負担を軽減するということについてはまた皆様方と協議をしながらやっていかなければならないけれども、今の段階でそれが見えていないということでございますので、現在、現段階におきましてはその原則というものをやっぱり通していくということでございます。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第45号についての質疑を終結いたします。

議案第46号 平成28年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を許します。質疑ありませ

んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第46号についての質疑を終結いたします。

議案第47号 平成28年度佐渡市介護保険特別会計予算についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第47号についての質疑を終結いたします。

議案第48号 平成28年度佐渡市下水道特別会計予算についての質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） これも特別会計でなのですが、ページ数116ページ、一般会計からの繰入金16億7,800万円入れているのですが、これはどういう理由で入れているのですか。中身を教えてください。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

野尻上下水道課長。

○上下水道課長（野尻純一君） ご説明いたします。

下水道事業につきましては、料金収入が6億円程度しかございません。事業費が30億円ぐらいの予算を持っております。それで、資金のほうは不足をしておりますので、一般会計のほうの繰入金をいただいているということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 医療というのは命にかかわるのだけれども、下水道もうんこにかかわるのだけれども、それは別にして、市長、どうですか。あなたさっきそんなこと言うけれども、ここには16億円入れているのです。もっと細かいこと言えば、交付税措置の部分もあるから、わかっている。交付税措置の部分もあるけれども、交付税措置の部分も見たってとんでもない額入れているのです、下水道には。市長、これも原則的に入れるべきではないと思いませんか。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） これは、事業の内容を見ますと、あちは入れたからこっちも入れなければならない、こっちは入れないから、こっちも入れてならないという、そういう画一的なものではない。施策というのは、やっぱりメリハリをつけていかなければならない。特に下水道というのはそういう部分があるわけですし、今の根底が違うわけです。ですから、私は先ほど申し上げた、基本的にはそうだけれども、先ほどの国民健康保険の問題について見てもものすごい負担が来るということになれば、これは議会と相談をし直していきますよということを申し上げたので、今の段階でわからぬわけでありますから、そのことを申し上げたということであります。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第48号についての質疑を終結いたします。



議案第49号 平成28年度佐渡市歌代の里特別会計予算についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第49号についての質疑を終結いたします。

議案第50号 平成28年度佐渡市すこやか両津特別会計予算についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第50号についての質疑を終結いたします。

議案第51号 平成28年度佐渡市五十里財産区特別会計予算についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第51号についての質疑を終結いたします。

議案第52号 平成28年度佐渡市二宮財産区特別会計予算についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第52号についての質疑を終結いたします。

議案第53号 平成28年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第53号についての質疑を終結いたします。

議案第54号 平成28年度佐渡市真野財産区特別会計予算についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第54号についての質疑を終結いたします。

議案第55号 平成28年度佐渡市病院事業会計予算についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第55号についての質疑を終結いたします。

議案第56号 平成28年度佐渡市水道事業会計予算についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第56号についての質疑を終結いたします。

議案第59号 佐渡市中小企業・小規模企業振興条例の制定についての質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 前から言っている国の法律が新しくできて、これまでの中小企業対策と違って、これまでは頑張るところだけ応援するだったのだけれども、それでは地域がもたないということで、製造業で20人以下、サービス業で5人以下、5人以下だから家族経営の商店を支えるどうやって支えるかという市の責務を定めたもので、全国的にも進んでいるのだけれども、私非常にいいことだと思います。

そこで、一般質問もあるので、1回だけ聞いておきますが、第3条、先ほど言った創業並びに第二創業という言葉が入っていますね。この間質疑あった中身なのだけれども、ただそこで条文として「(既に事業を営んでいる)」云々とかここに出てくるのが果たしていいのかということをお聞きしたい。括弧、以下同じにするというのはよく条例ではあるのだけれども、条例として括弧、これも長い、2行ちょっとあるわけだけれども、これでいいのかということが1つ。

それともう一つは、第4条の中では、中小企業の振興だけではなくて商店街ということをお明確に入れてある。ある意味でこれは進んだ取り組みなのだろうと思うのだけれども、この辺の仕掛け、実行体制というのを今後どうやっていくのかお尋ねをしておきたいのが1つです。

それともう一つは、ここで言えば地域の産業をどうするかということなのだけれども、これだけではなくて、実際に佐渡市自体が地元の業者を使っていくとか、あるいは適正な賃金払っていく、公契約のような問題もやっぱりつながっている問題だと思うのだけれども、その辺はどういうふうに各課連携でやっていくつもりなのか教えてください。

○議長（根岸勇雄君） 説明を許します。

市橋産業振興課長。

○産業振興課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

括弧書きについては、内容がわかりにくいと思ひまして、法規係と検討して入れました。

それと、次の商店街については、商店街の活性化、我々も課題だということで、商店街は個店の集まりであります。でも雇用と地域のコミュニティーの場でもありますので、商店街を一つの、イメージ的には企業みたいにしてはいるのですけれども、後押しをするために商店街という言葉を入れさせていただきました。

それと、商店街をどういうふうに支援していくのかということですが、これについては我々今河原田商店街に活性化ということで地域でチームをつくって、そして全国商店街支援センターから講師に来ていただいて勉強して、どういう地域づくりをするかということをお今検討して、今回河原田商店街が動き出すというふうに考えております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第59号についての質疑を終結いたします。

議案第60号 羽茂支所耐震補強・大規模改修（建築）工事請負契約の締結についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第60号についての質疑を終結いたします。

議案第61号 佐渡市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第61号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第6号から議案第56号まで、議案第59号から議案第61号までについては、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

---

日程第8 平成27年請願第10号の取下げの件

○議長（根岸勇雄君） 日程第8、平成27年請願第10号の取下げの件を議題といたします。

お諮りいたします。平成27年請願第10号については、請願者から取り下げたいとの申し出がありましたので、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、平成27年請願第10号の取下げの件は許可することに決定いたしました。

---

日程第9 平成27年請願第13号、請願第1号から請願第4号まで、陳情第1号

○議長（根岸勇雄君） 日程第9、平成27年請願第13号、請願第1号から請願第4号まで及び陳情第1号については、お手元に配付してあります請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

○議長（根岸勇雄君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、7日午前10時から代表質問及び先議案件の採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4時28分 散会